

| | |
|------------------|---|
| Title | 日本海軍の創建 |
| Sub Title | The origin of the Japanese navy |
| Author | 内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1980 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.11 (1980. 11) ,p.1- 75 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19801115-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本海軍の創建

内山正熊

- 一 日本海軍の特有性
- 二 幕末における海軍建設
- 三 明治政府の海軍振興
- 四 明治海軍の発足
- 五 海軍成員の充足
- 六 結 び

一 日本海軍の特有性

海軍は、陸軍とちがつて、人的要素だけでなく、艦船という物的要素を必須とすることを特徴とする。海軍は、船と共に存在し、艦船なくしては存立しない^①。軍艦は海軍にとつて不可欠であり、それは海軍と表裏一体をなしている。いわば海軍は軍艦の存在を前提としているのであつて、この基本的前提は海軍成立の歴史の礎である。日本海軍の場合、それはとりわ

け顯著である。わが国は鎖国によつて渡洋船の建造が禁ぜられていた限り、近代海軍は存在しえなかつたし、また、西洋からの艦船と海軍伝習によつて海軍が生れることになつたからである。⁽²⁾

日本海軍の発祥を神武天皇の海路東征に求める史論もあるけれども、それは近代海軍と断絶していることはいうまでもない。わが国が海軍建設に着手した幕末は、すでに西洋では蒸気機関の科学時代に入つていたから、日本海軍は、その誕生において西洋文明の洗礼を受けたのである。日本海軍は、その生い立ちにおいて、陸軍とちがつていることが先ず注目されるであらう。

総じて、海軍は、海洋という自然と艦船というメカニズムとに密接不離の關係をもつから、それは自然の理に即応する科学的合理性を尊重せざるをえない。この点において、日本海軍はその基本的性格が陸軍とはきわ立つて対照的である。陸軍は、元来、武士に基本型をもち、日本固有の忠勇武烈の日本精神に立脚して、軍兵の人的要素が重視され、白兵戦での肉弾突撃を精華とするのに対して、海軍の方は、その出発点において、西洋海軍からABCの手ほどきを受け、さらには海洋航行、艦砲射撃などには科学的知識を必要としたから、陸軍の精神主義では足りず、智勇双方を重んじ、海軍は科学技術性を具備しなければならぬ⁽⁴⁾からである。

日本海軍の歴史は、海国日本が鎖国の禁を解いて国策として外洋艦船を建造して海防を敵にしようとしたことに胚胎するとしても、その産声をあげた日本海軍は、欧米海軍を範とした西洋式海軍であつた。⁽⁵⁾ 揺籃期の日本海軍は、欧米から購入した艦艇を軍艦にし、西洋海軍々人を招いて海軍技術を学んだのであるから、それは本来的に西洋的色彩が鮮明であつた。その伝統は、海軍の国際性と相俟つて、ながく日本海軍の中に脈々と流れつづけていたのである。この海軍の英米色は、陸軍のドイツ色とは較べものにならない根強さをもつていたのである。明治政府は英国海軍の制を採用し、かの創立初期の海軍兵学寮は英国海軍士官に教授、訓練すべてを託したのであつた。明治六年海軍少佐ドウグラス以下三十四名が三年間英国政

府から派遣されたことは余りにも有名であるが、それ以前の慶應年間、すでに英国から海軍教師は来日して伝習に従事していたのである。由来、海軍の育ての親が英国であることは自他共に許すところであつて、日本海軍が伝統的に親英主義であつたのは全く自然の成行であつた。

海軍の歴史を繙くとき、今一つそこに見出される重要な柱は、海軍々人の資格にはきわめてきびしい条件が課されていたこと、いふかえれば海軍軍人の優秀性が要求されていたということである。海軍では、その要員選抜において陸軍とちがつた資質が必要とされていたのである。理数と共に外国語が重視されていたのは驚く程であつて、それはまた学理尊重、西洋的合理主義の上に立つ日本海軍が生れる根拠でもあつた。

元来海軍が学問理論を重視していたのは、幕末の文久年間に軍制改正の議が起つた折も、その「海軍将士資級之義に付申上候書付」に、「右将士義者学科モ多難ニ有之極而難入而不易学」とあり、さらに学問教育を根本的にとりあげていることから明らかである。それが軍制改正の中心であるのは左記に見られるであらう。

海軍奉行並支配組之者教育之手続

一 生年八歳より十五歳迄之者ハ学問所ニ而四書五經素読為致右出来上開成所江相廻し英仏之内語学究理地理歴史数理等為相学候事

一 生年十五歳以上廿歳以下ニ而四書五經素読相済候者ハ差向開成所江相廻し英仏之内語学地理究理歴史数理等為相学候事

一 生年廿歳以上之中ニ而稍敏捷ニ相見候者ヲ撰ミ航海術船具運用蒸氣機関海上砲術造船等諸学科之内為相学其他天性不敏之者並前条十五歳以上廿歳以下ニ而四書五經素読出来不申者或者齢五十歳以上之者ハ一同小銃操練法並ニ海砲打前稽古而已為致候事

但右之者共之内有志見込之学科修業相願候者勝手次第之事

御船く御用相増海軍所御人少ニ而一時教授向差支候節者本文廿歳以上航海術以下諸学科之内を可為相学と見込候者共を開成所江相廻し同所教授方世話心得之内掛り相定数学為相学置候事

右世話方並出席之有無取調之為日々組頭之内ニ而兩三人開成所江相話候事

組役々之内ニ而稽古世話役相定候事

一支配御軍役人数差出候節ニ至リ候ハ、是迄高力直三郎石川又四郎支配之節訓練世話方相心得候陪臣江矢張世話方申付小銃隊演習可
為致候事

但右教育法頭取候者は御軍艦組砲術方之内可申付事

一 訓練場者海軍所元地之事

一支配軍役人銃隊組立業前成熟之後者海軍小銃手并製鉄所警備等ニ相用候見込之事

ここに海軍がいかに学問教育を重んじたかを観取出来るのであつて、若年者には四書五経を学んだ後に開成所へ廻して英
仏語学のみならず、物理、地理、歴史、数学などを学ばせ、二十歳以上の中からは、明敏な者を選んで航海術、機関学、砲
術、造船学などを学ばせて海軍プロパーに採り、出来のよくない者、或いは五十歳以上の者には小銃隊操法など陸戦要員に
廻すという方針を打出しているのである。それは海軍創成期のことであるだけに注目すべきことである。

これに次いで、「海軍士官學術之儀ニ付申上候書付」は、海軍士官が「學術に従事不仕者ニ候ては御不都合に有之」云々と
あり、実際に船に乗込んで航海教育をなさせる者については、「其内御詔御船乗廻候節者旧士官乗組替被仰付候歟又新学生
歟其人品と學術に従ひて氷鑑者御賢慮ニ有之義候と奉存候」(以下略)⁽⁹⁾とあり、身体、武芸よりも、「人品と學術」の方を注視
していることも看過出来ない。

わが国における近代海軍の創始にたずさわり、海軍建設の指南役と目されている勝海舟は、この点の認識がきわめて深か
つた。勝の「海軍歴史」⁽¹⁰⁾は、海軍創立に当つての諸条件を詳らかにしている。その「海軍建興之儀」⁽¹¹⁾は、国策的見地からの
提言であるが、それに劣らず興味深いのは、彼の具体的意見である。勝は漢学一本槍で教育されて来た青年が海軍に志すの
に反対した理由をあげているのであるが、いかに勇氣や武芸に優れ体格が立派であつても、理数知能に恵まれないならば、
それは海軍には不適格としたのである。かの海軍の父であると通称されている山本権兵衛ですら、勝によつて海軍志願を容

易に許されなかつたことは、その証左といえるであらう。⁽¹²⁾

この勝の海軍に対する考え方は、陸軍の武勇尊重一辺倒の行き方を痛く批判したものであり、それは海軍特有の建軍精神として後々まで脈々として生きてきたと思われる。勝が残した海軍歴史二五巻は、日本海軍創成の過程を克明に記述したものであるが、それを通じて窺われる海軍の在り方は、今日もその存在の意義を失わないと思われる。本稿においては、先ずそれを基にして日本海軍生成過程に焦点を向け、その海軍伝習の延長線上で、明治新政府が新日本建設のホープとしての海軍をいかに育成しようとしたかの海軍作りの姿に照明をあて、その基本的性格を探索することを目的とする。

(一) 語源的にも、海軍の英語navyはフランス語のnavéが「船」を意味すると同様に、元来ラテン語のnavisに由来し、それはshipを意味する。Webster 辞典によればその第一義は 1. a fleet of ships, 2. all the warships of a nation, the entire sea force of a nation, including vessels, officers, men, stores, yards etc. となつて、先ず第一に出て来るのが船で、次いで将兵となつてゐる。これが陸軍になるや army, a large, organized body of soldiers for waging war esp. on land であり、兵隊が主になつてゐる。Oxford 辞典の navy, whole of States' ships of war with their crews and all the organization for their maintenance になつて船が先になつてゐるのに対して、陸軍の army の方は organized body of men armed for war となつて、人間が主体である。

(2) 開国以前日本には、西洋の軍艦に対抗するに足る軍艦をもつていなかったから、これを西洋諸国から購入することによつて海軍を整備したのである。かの日本人が自力によつて太平洋を横断したことで有名な威臨丸も、オランダに注文してつくつたものであつた。軍艦の建造については、薩州、水戸、その他で雛型がつけられた江川太郎左衛門の手により竣工されたものもあるが、幕府自ら蒸気船を外国から購入し、また諸藩に船艦を充備させようとしたので、各藩も競つて大船を建造しまた海外から船艦を購入したのである。例えば幕府の船譜を見れば、次の如く、その主力はすべて外国製であつた。

船 譜
政府軍艦

| 艦名 | 原名 | 船形 | 砲 | 馬力 | 幅 | 長 | 噸数 | 製造国名 | 造年 | 造地 | 受取年月 | 受取地 | 価 | 原主 |
|----|------|------|----|-----|---------------------|---|----|------|--------|-------|--------------------|-----|----|---------|
| 観光 | スームビ | 蒸気外車 | 六門 | 百五十 | 長二十九間 巾五間 深四間 | | | 和蘭 | 千八百五十年 | ブリッセン | 安政二卯年八月 千八百五十五年 | 長崎 | 贈呈 | 和蘭王威廉三世 |

| 船名 | 原名 | 船形 | 船質 | 幅 | 長 | 馬力 | 噸數 | 造国 | 造年 | 造地 | 受取年月 | 受取地名 | 価 | 原主 | |
|-----|-------|----|----|--------|------|--------------------------|-------|-----|---------|------|---------|------|-------|-------|------------------------------|
| 威臨 | シヅエツバ | 内同 | 車 | 十二門 | 百 | 長廿七間半 | | 同 | 千八百五十六年 | カンデル | 同日 | 同 | 拾万弗 | | 慶応元五年 解船 |
| 蟠竜 | ルンビロ | 同 | 同 | 四門 | 六十 | 長廿三間一尺 巾三間三尺 深二間一尺 | | 英吉利 | | フレツキ | 安政五年七月 | 江戸 | 贈呈 | 英国女王 | |
| 朝陽 | 江戸 | 同 | 同 | 十二門 | 百 | 長廿七間 | | 和蘭 | 千八百五十六年 | カンデル | 同年 | 長崎 | 拾万弗 | | |
| 富士 | フジヤマ | 同 | 同 | 十二門 | 三百五十 | 長卅一間 巾五間三尺 | 千 | 米 | 千八百六十四年 | ニウヨル | 慶応元丑年二月 | 横濱 | 廿四万弗 | | |
| 回天 | イーグル | 同 | 同 | 十二門 | 四百 | 長卅八間 巾五間五尺 | 七百十 | 普 | 千八百五十五年 | ダンジク | 同二年六月 | 長崎 | 十八万弗 | 米人 | |
| 開陽 | カノカ | 同 | 同 | 六門 | 二百八十 | 長卅七間 巾五間二尺 | 五百卅 | 米 | 千八百六十四年 | ドルドレ | 同日 | 同 | 三万弗 | | |
| | ストリン | 同 | 同 | 四門 | 五百 | 長卅二間四尺 巾五間四尺 | 七百 | 同 | 同 | ボルドウ | 同日 | 同 | 四十万弗 | | |
| 船名 | 原名 | 船形 | 船質 | 幅 | 長 | 馬力 | 噸數 | 造国 | 造年 | 造地 | 受取年月 | 受取地名 | 価 | 原主 | |
| 千歳丸 | アルミス | 同 | 同 | | | ○ | 三百五十八 | 英 | 千八百五十五年 | ランドル | 文久二年六月 | 長崎 | 三万四千弗 | ソツアルド | 文久三年二月 与英国蒸氣船フ イクトリヤ交換 |
| 健順丸 | アルテヤ | 同 | 同 | | | ○ | 三百七十八 | 同 | 千八百五十六年 | フェール | 同年九月 | 箱館 | 二万二千弗 | ルース | |
| 千秋丸 | エプス | 同 | 同 | | | ○ | 二百六十三 | 米 | 千八百五十七年 | ボストン | 文久元年七月 | 横濱 | 一万六千弗 | イスタンナ | |
| 鵬翔丸 | カタリナ | 同 | 同 | 長廿四間一尺 | | ○ | 三百四十 | 英 | 千八百五十七年 | | 安政五年八月 | 長崎 | | | 万延元年申年七月 廿三日於下田遇 颶破船 |

政府洋製諸船

| | | | | | | |
|---------|-----------------------|---------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 飛竜丸 | 千歳丸 | 行速丸 | | 奇捷丸 | 長鯨丸 | 竜翔丸 |
| スプローム | ラウアリバルク | ファイセン | ケストル | ヨロニ | ドムバル | マルクリ |
| 内蒸車 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 五間 | 長廿六間半 中四間 深二間二尺 | 長廿七間 中四間半 深五尺 | 長廿三間 中三間三尺 深二間三尺 | 長卅六間五尺 中五間三尺 深二間三尺 | 長十一間四尺 中六間四尺 深三間四尺 | 長十五間半 中二間半 深二間半 |
| 九十 | 〇 | 二百五十 | 四十 | 五百十 | 三百 | 卅五 |
| | 三百廿三 | | 百六十一 | 五百十七 | 九百九十六 | 六十六 |
| 米 | 英 | 米 | 同 | 同 | 同 | 英 |
| 千八百六十四年 | 千八百六十五年 | 千八百六十年 | | 同年 | 千八百六十四年 | 千八百六十六年 |
| クニウヨル | イアブルデ | | | 同 | ガラスゴ | 香港 |
| 同日 | 同年九月廿五日 | 同年八月 | 同年七月廿日 | 同年八月十八日 | 同年八月十二日 | 同日 |
| 同 | 同 | 同 | 長崎 | 同 | 横浜 | 同 |
| 八万弗 | 三万弗 | 七万五千弗 | 六万弗 | 十万五千弗 | 廿万弗 | 三万弗 |
| 小倉 | ゴロウル | ポートウエ | ローマスコ | ウイレルム | キブリーウ | トーマスコ |
| | | | | | | |

(海軍歴史卷之二十三)

(3) 日本海軍の濫觴を辿るならば、神武天皇が日向高千穂から東遷の議を決し、海路征途につき、吉備において水師を整え、親らこれを率いて浪速に航し、更に転じて紀伊に至り、熊野から上陸して大和に入り、畝傍山の皇都を定めるまで、この東遷に率いられた水師こそ、上代における我が帝国海軍の濫觴といわれている。この海軍前史については、「近世帝国海軍史要」(昭和十八年) 緒論、佐藤市郎著「海軍五十年史」(昭和十八年) 緒論、および中島武者「幕末の海軍物語」(昭和十三年) 参照。

(4) 「海軍機関学校、海軍兵学校舞鶴分校、生活とその精神」(昭和四十五年) の内容には、この海軍基調が随処に表明されている。例えば明治四十三年の候補生に対する講話には、「科学技術とはいかなることか、天地自然の法則をコントロールしてこれを人類の目的にかなえしめることをいう。諸君は、天地自然のいろいろの原理をエキスパートし、それをマスターしそれを世界人類のために与えるわけである。日本海軍軍人としては日本の海軍を強くするにもそういう考えを持つてやらねばいけない。」と述べられている。(同書一六四頁)

(5) カッテンディークの「長崎海軍伝習所の日々」(東洋文庫、水田信利訳) は、この間の事情を明かにしている。

(6) 子爵斉藤実伝(昭和十六年) 第一卷一四九頁―一五一頁。広瀬彦太編「大海軍発展秘史」(昭和十九年) 六三頁。

(7) 勝安房、海軍歴史卷之十九 七、八丁。コマンドル、トレシイ以下十二名がロドネー号で来日している。

(8) 勝、同右卷之十四 四、五丁。

(9) 同右 六丁。

(10) 「海軍歴史」明治二十二年十一月二日五版海軍省蔵版はその例言に、「此書從海軍創業至慶応末年英國海軍教師伝留中止ノ年間ノ事ヲ記ス」と冒頭記されてゐるが、それよりこれを明示してゐるのは、冒頭「海軍大臣官房にかかる左の緒言である。」「此書ハ勝伯ノ編輯ニ係ル抑徳川幕府海軍ノ創始ヨリ拮据經營其ノ事ニ從フ者ハ伯ナリ而シテ當時ノ事多クハ世ニ明ナラズ今ニシテ之ヲ伝ヘサレハ終ニ湮滅セシヲ恐レ榊山海軍次官伯ニ勸メ且之ヲ屬ス(中略)其記述スル所博引詳覈只幕府海軍ノ濫觴ヲ悉クノミナラズ當時政略ノ如何モ亦徵スルニ足ル」(以下略)

(11) 「海軍歴史卷十三 八丁一十二丁」

海軍御建興之儀ニ付申上候書付

御国海岸御備向之儀者海軍十分御建興無之候而者不叶義ニ而右海軍全備致し候者先頃取調申上候通大小船數三百七拾艘程も御造立相成候事故全国之力を悉皆致し御竭無之候而者難行屈固一朝一夕之儀ニ者無之候得共御建興之仕法漸々御造立被為在候ハ、數十年之後ニ者終ニ全備仕様相成可申候間右御仕法相立候事尤方今之御急務ニ御座候此程諸大名參勤之期御緩相成又諸賦上物等御差止被仰渡候者專富国強兵之御主意を以全国之守衛を被為修養と奉存候ニ付此上者速に海軍御建興之御仕法被仰出諸大名各其分限ニ応し年々海軍兵賦を差出且海外互市御免相成其出入口之稅銀を取て海軍用費ニ充候ハ、国内疲弊之害なくして終ニ者海軍全備之利を享候様相成可申候尤

皇国封建之御制度ニ於ては諸大名江海軍御分托有之候事当然之様有之候得共左候而ハ無此上御失策ニして現ニ如何なる事五ヶ条有之候瀬海之諸大名其分限ニ応し譬ハ十万石ニ付コルヘット船壳艘五万石ニ付スクーネル船壳艘老万石之者ハ三四家ニ而老艘宛御托与被 仰付候時ハ海岸領分無之大名ハ右ニ準し獻金為致候事勿論之義ニ御座候乍併瀬海之諸大名者軍艦製造いたし専自国を守り候者当然之勢ニ御座候間右様被 仰付候者固得意之義ニも可有之候得共海岸領分無之獻金仕候者と更ニ自国之益無之候間己れ独り海軍之兵賦差出し候様相心得必甘心之場合ニ至り申間敷左候而者全国上下一致して海軍御建興之義ニ難叶是不可なる事一ヶ条ニ御座候方今軍艦製造之法未備就中蒸氣機械等者御国ニ於て出来仕兼候物も有之被軍將士を生育仕候ニも教師數足り不申何れニも外国人相招伝皆為受候歟海外諸国江御差遣し不相成候而者十分行届難申是等之儀国家御一手ニ而御取扱被為在候時ハ自由御行届相成可申候得共諸大名江御任セ相成候へと断然右様難行届加之其中必種々之流弊出者可申如何様御督責有之候而も急速成就之義無算束必責を塞候迄ニ而不中用もの可有之左候而者建置之遲速有之候而已ならず精粗之分有之是不可なる事二ヶ条ニ御座候海軍之強弱者紀律之齊整ニ関涉仕紀律之齊整者一人之統轄ニ帰せされは難被行候仮令諸大名被 仰付候通軍艦出来いたし候とも必一組以上十二艘以上各各家船隻打交り互ニ相抗する之勢ありて一致之心なく必区々之紀律相立号令難被行一旦緩急有之候とも活用無算束是不可なる事三ヶ条ニ御座候 御国者四面皆海ニ候得者所在之港湾へ悉く軍艦を備可置義にあらす特ニ五六ヶ所之要地ニ御備置相成

皇国ノ海軍首尾応援して一身之手足を運するか如くならされハ更ニ其益無之候然ルニ今大名に御分托有之時ハ専ら自国を守り候志出来無益之濠灣へ數隻之軍艦有之とも要地ニ於て而者都而守なき様相成迎も同心協力之程難測是不可なる之四ヶ条ニ御座候此度諸大名皆在国在邑被 仰付専富強之策修御趣意ニ御座候得共隠然割拠之勢已ニ萌し候処今ニして予め是ニ備をなさざる時ハ後世必弱肉強食之禍四分五裂ニ至らされハ相止不申此時海軍之大権御一手ニ御統轄相成居候得者如何なる強梁跋扈之大藩有之候とも是を討滅致し候事不難義ニ御座候若又諸大名江海軍御分托相成候時ハ所謂者盜糧之義ニ而其禍不

可測義ニ御座候是尤不可なる事五ヶ条ニ御座候此五不可之義実ニ國家之存亡興廢ニ關係仕候ニ付海軍之大権者必御一手ニ而御統轄被為在候様奉存候当今諸大名中半者航海之術未開不申候間其大権を被為統轄候者只此時ニ御座候依之先達申上候通十二艘之御軍艦速ニ御備置相成諸大名江者同心協力之儀篤と御訓誨有之其分限ニ応し軍賦為差出漸々全國之御守備被為建候へ、一二之大藩自國守衛之軍艦として相造り候とも大権者國家之御一手ニ有之候間紀律齊整致し号令一致仕退而國內を守り進而敵國を攻るニ足り終ニ東海之一強大國と相成西洋各夷と衝を天下ニ争ふ事不難義ニ御座候若又御建興之初ニ於而御失策有之候へ、利去り害止り難如何事出来可申候間実ニ取捨之際興亡之管する所不容易候と奉存候

成九月

(12) 勝は山本権兵衛の海軍志願を容易に肯んぜず、漸く山本の必死の熱願を容れて、海軍志願を認めたとときも、きびしい注意を与えている。「それほどまで熱心な海軍修業の希望を持つているならば、その熱だけでも遣りとはせるだろう。ついでにはこゝに君に注意したいことがある。もちろん漢学も大切な学問であるが、今日の海軍学といふものは西洋から来たものであるから、それを学ぶに先だつて西洋の知識を得なくてはならぬ、すなわち高等普通学や数学などを修めて、海軍に入る素地を作らねばならぬ。その上で海軍に入って専門に勉強したならば、巻いた糸をたぐるやうにすらすとその党に入ることが出来る」。(永松浅造著「海軍の父山本権兵衛」四六・四七頁)

二 幕末における海軍建設

わが国における近代海軍の建設端緒は、中国における阿片戦争の先例を切実な教訓として、徳川幕府が鎖国の禁制を解くのを迫られた結果、オランダに対して軍艦建造に関する交渉を開始したことに求められる。すなわち、西洋列強の東洋侵略の危険を前にして海岸防備の必要を痛感した幕府は、西洋艦船の制式をとり入れるべく、長崎奉行水野筑後守が出島のオランダ商館長ドンケル・クルチウスに対して欧式海軍建設に関する要請を行ったことに始まるのである。オランダはつとに日本に対し世界に啓蒙する好意を示していたが、オランダ国王ヴィルム三世が日本に鎖国の非を説き開国を慫慂したことが遂に実を結んだのである。勝によれば次の如くである。

海軍伝習之上

我邦海軍ノ術欧式ニ準拠シテ興ルモノハ当時ノ執政及ヒ要路ニ当ル者ノ深ク往時ヲ鑒ミ後來ヲ計ルノ宜シキヲ得タルニ出ルト雖氏國トヨリ和蘭国王多年ノ交際ヲ推考シ忠告ノ懇切ナルニ胚胎シ且ツ嘉永ノ末安政ノ始ニドングルキュルシユス氏ヲ我邦ニ派遣シ海外ノ

形勢ヲ詳明シ並ニヘデー之艦將フアビュス氏ノ建白甚タ精悉ニシテ我カ幕議ヲ促カスニ足レルヲ以テ終ニ海軍創立ノ議決定ス後年我邦ノ海軍盛大ニ拡張シ国旗ヲ外ニ翻ヘシ武威ヲ輝カスニ到ルモ其最初當時ノ決議ニ生スルナリ(以下略)

このように、オランダは、外交的に日本を国際社会に手引すると同時に、軍事的にも日本を教導して、武装蒸気船を日本に回航したのみならず、乗員訓練の手引までしたのである。しかしながら、当時ヨーロッパでは露土戦争の最中であつたこともあつて、わが国の蒸気船発注に対して一隻だけ応じたにすぎなかつたが、たまたまオランダの東洋艦隊所屬のスームピング号がオランダ東印度総督所在のジャバから日本に派遣されて安政元年八月長崎に到着したことが契機となつて、この艦長が幕府の要請によつて海軍教育を実施し、海軍に関する初歩の學術を教授したが、更にオランダで竣工したヤパン(後の威臨丸)と共に第二次教育班としてベルス・ライケン中佐を送り、ここに、幕府の長崎海軍伝習所が設けられることになつたのである。この二次にわたるオランダ海軍教育は、僅か二年余りの短期間であつたが、それは実にわが国における近代海軍創設の温床となつたのである。そのオランダによる西洋科学の紹介は、講義に実地訓練にわが国の海軍を育成するのに寄与すること大きかつた。

ここに注目されることは、海軍建設について、その成員の育成が重視されていたことであつて、「夫々之事柄を伝授致し候には夫々之事ニ熟練之輩ニ無之候而は不相叶申然は先士官之輩ニ無之候而は不叶事哉ニ考候」とファビュスは述べ、これら海軍教育には、軍用武術のほか、学理の研究、すなわち基礎学の勉強から始めらるべきであることが配慮されていることである。それは、その教授科目を一瞥しただけでも明らかであらう。

一右申上候儀御決断有之候上は事ニ功者にして至極適當之人物を撰み罷出及教導候得は即左之通の學術ニ而

地理学 窮理学 星学 測量学 機関学 按針学 船打建方学 砲術学

右之外軍用武備ニ携候諸学

教授之学科

日本海軍の創建

日本海軍の創建

一一一 (一五二二)

航海術

船將

運用術

スガラウ氏

造船術

エーグ氏

砲術

デヨング氏

測量術

機関學

算術

セルジアント

海軍學習過程で注目すべきことは、オランダのお仕着せ教官の教授にわが學習生徒は満足せず、辰十月五日、すでに留學して直接學習すべきであるという議がおこつてゐることである。それを示すものは左記である。

留學生之儀ニ付申上候書付⁽⁵⁾

当地伝習之儀年々莫大之御入費も相嵩且外國船入津之節蘭人多人數出崎之節者品々取扱向混雜可仕殊ニ伝習人も時々婦思動候意味も有之確実修業相成兼且外國之形勢経見仕候者無之臆度而已ニ而誤伝も不少旁留學生被遣修業之余海外之形勢実践探索仕事実委細申上候ハ、外國事務御取扱之御都合ニも可然義と奉存候依之此段申上候以上

辰十月五日

永井玄蕃頭

これと時を同じくして、艦船の建造についても、すでにわが国で欧米式造船の試みが江川太郎左衛門などによつても行われていたが、その具体的契機となつた事件にふれておくべきであらう。それは、勝の海軍歴史卷之二の冒頭にあげられている「下田港魯人遭難スクーネル船新製ノ始末」⁽⁶⁾である。それは、クリミア戦争当時のロシア軍艦がわが国に逃れて伊豆下田にあり、そのフレガット・デイアナ号が地震のため大破し、そのため戸田へ移つて修復したを機会として、わが国が近代船舶建造術を学ぶことが出来た経緯を記している。殊に注目すべきことはキールを用いた船体の建造法を学んだことである。

「魯人之不幸此不測ノ天災ニ罹リ且ツ其艦ヲ失フ災厄重リ到ルトイフ可シ然レモ猶勇ヲ鼓シテ敢テ屈セス再ヒ我ニ需ムルニ木材鍛工

船工ヲ募集センコトヲ要ス乗組ム所ノ船工鍛工ヲ首メトシ造船ノ業ニ従事ス艦士等勉勵実ニ驚ク可シ終ニスクーネル船二隻ヲ造リ是ニ乗シテ北海ニ向ヒ去ル此魯國ノ一大不幸ヤ我カ幸トナリ我カ諸工艱苦ヲ経タリト雖モ西洋造船ノ諸法暗ニ是ヲ実地ニ得タルモノ多シトス仮令ヘハ造船ノ初竜骨ヲ以テ造船台ニ拵ヘ首材後材ヲ建テ肋材ヲ植ヘ船梁ヲ固着シ外板ニ及フ等或ハ緊帶諸部ヲ以テ全体ヲ固メ外銅板ヲ張ルニテールニ浸セシ厚紙ヲ張り銅板ニ及フ等諸法ノ如キ我邦ニ伝フルモノ此時ヲ以テ最始トス且ツ松根ヲ蒸焼シテテールヲ製シ生麻ニ浸入セシメ後諸索ヲ綯フ此他我邦絶ヘテ無キ処是ヲ一時ニ備フ豈邦家ノ幸ト言ハサルヘケンヤ

此後是等ノ法ニ因テ造ル船ヲ君沢形ト稱シ君沢形第一第二第三漸次ニ製造セシム魯人ノ造リテ乘リ去リシ船モ後我ニ送り還附シ當時ノ高意ヲ鳴謝ス

此時魯人ニ從テ就業セシ諸工多ク幕府海軍所附屬トナリ此中良工ノ今尚存在シテ横須賀ニ到リ諸工ノ長タル者数名ヲ存ス

又此際同所ニ出張セル官吏予ニ告ケテ曰ク魯人之勇猛驚ク可シ此大災厄ニ逢フテ沮喪ノ氣勢ナリ偶々外国船ノ下田洋ヲ航スルモノアレハ遠望シテ必ス英艦ノ到レルナラント士官水卒一令ノ下ニ其國旗下ニ屯集シ入ラハ決戦セントス其狀勢凜乎トシテ撓マス造船中時々此ノ如シ其勇鷲之性質事ニ臨ンテ活潑ナルコト實ニ歎稱ス可シ云々

又魯艦破損シ下田港ニ繫リシ際其武器ヲ揚陸ス後チ大砲數門ヲ以テ我カ政府ニ送り厚意ニ答フ其員數左ノ如シ

- | | |
|------------|-----|
| 一 鉄製六拾斤長加農 | 四挺 |
| 一 同 三拾斤短加農 | 十八挺 |
| 一 同 貳拾斤長加農 | 三十挺 |
| 一 同 一拾斤長加農 | 三十挺 |

これは非常に重要なことであつて、日本固有の船体構造が竜骨をもつていなかつたために大洋發展が阻まれていたからである。⁽⁷⁾このような事は間接的に海軍建設を促進したが、それはまたわが国海軍の中核をなす軍艦を建造しようとする氣運を高めたのである。

いうまでもなく、海軍の特質は、軍艦という物的手段を欠いては成り立たないことにある。したがつて、軍艦の出現が海軍の必須条件である。それ故、海軍の歴史は、軍艦生成發展と表裏しているのであつて、海軍創成は、西洋からの海軍伝習

と相並んで、軍艦ないし艦船施設が伴わなければならない。その意味において、勝安芳の「海軍歴史総目」の中、四巻が製鉄所創建のことに向けられているのは意義深い。例えば、その巻之六は、「長崎製鉄所」にあてられているが、その冒頭に左記の記述がある。

安政二乙卯年七月長崎ニ於テ海軍伝習ノ事始リシニ差向蒸気器械ノ仕替並ニ手入等ニ難欠必用ノ諸具無之テハ損所等出来ノ節ハ差支アルヲ以テ永井玄蕃頭在崎中政府ハ申立右諸道具類ヲ和蘭ニ注文セシ処翌々巳年ニ至リ諸工師モ来着シ諸品モ持渡リタルニ寄其節在勤ノ奉行水野筑後守荒尾石見守ヨリ何ノ上稲佐郷飽之浦ノ地ヲ相シ同年十月ヲ以テ起工シ製鉄所ヲ設クルニ至レリ(以下略)(二万)

ここに製鉄所といつても、一般にいわれる鉄そのものを製造製錬することを目的とするものではなく、当時この種の施設は、「蒸気機械湯釜」、「伝習用御用必需之品」、「鑄鉄炉附属之蒸気機械類并鉄槌等」代凡老万金程を出帆船船に詠えているところから見られるように、単に製鉄のみならず、艦艇備品をも製造する意図をもつていたのである。いわば、機械機関を整えようとしていたのであるが、これと関連して大砲ライフルなども作ろうとしていたのである。それを示すのは左の覚である。

長崎表製鉄所之義器械全備不致趣ニ候間松平肥前守より献貢之製鉄器械者右製鉄所之取建先達而各国御使之者詠置候蒸気機関者其表之持渡候は、当地江早々相廻候様可被取計候事

大砲御買上取計候ニ付申上候書付

大久保豊後守

服部 筑前守

英国新發明アルムストロングと唱へ候螺道有之元込之大砲者無上之利器ニ御座候間右御国内ニ無之候而者御備設之闕典と奉存候ニ付百ポンド一挺御買上之積り外国人え引合候処来二月頃到着可致由尤代価之義者疋と難差定候得共右式挺ニ而凡銀錢老万式千枚程ニモ可有之由申立且先般差上候ライフル筒之義も別而必用之品ニ付千挺注文いたし候間大砲代とも都合銀錢五万式千枚程ニ相成候間右之

内三步通手附金相渡来二月迄ニハ無相違到着いたし候筈注文仕候尤右大砲御買上相成候得者製造方も相分り候ニ付必御便利可相成奉
存候(以下略)

なお、当時米國に注文した艦船が仲々届かぬ事情からか、蒸気船をオランダと英國から買上げている。⁽¹⁰⁾

和蘭國及開陽艦ノ記事

文久二壬年政府大ニ海軍ヲ擴張セントスル折柄蒸氣軍艦兩三隻ヲ米國政府ニ注文シ且留學生ヲ遣スヘキ筈ナリシカ適同國南北戰爭ニテ
其需ニ應セス兼テ和蘭政府ニモ託シ軍艦ヲ製造セントスル折柄ナルカ故同時諸國修業トシテ軍艦組審書調所出役及医士等ニ留学ヲ命シ
派遣ス該艦四年ヲ経テ落成丁卯五月横浜ニ渡来ス開陽艦是ナリ留学ノ者モ大半帰朝ス今当所ノ文書ヨリ其概略ヲ抄出シ後ノ参考ニ供ス
和蘭國江御軍艦御詔相成候ニ付見込之趣相伺御書付

大久保越中守

井上 信濃守

木村 摂津守

古賀 謹一郎

浅野 伊賀守

妻木 田 宮

亞米利加國政府ハ蒸氣軍艦式艘御詔相成製造中御軍艦組審書調出役之もの等學術研究被差遣旨被仰渡夫々支度取整ひ候儀之処亞國政府
之方差支有之急速 定之御請ハ不申上趣候処今般和蘭國江蒸氣軍艦壹艘御詔相成候ニ付而ハ右製造之却而速ニ出来可申義と奉存候間前
書亞國ニ 前為修行被差遣候旨被仰渡候御軍艦組審書調出役之者共ハ録々支度も出来いたし居何時被遣候而モ差支無之且ハ銘々一途ニ
蕃國江被差遣候儀 規模と致し 存込罷在候ヲ遅延相成候而ハ右之氣張を失ひ可申と奉存候ニ付和蘭國江御詔相成候蒸氣軍艦製造之方
江振替前書之者共被差遣候様仕度此段奉伺候以上

戊 二月

なお、オランダのみならず、英國にも発注しているのは 左記の一例に見られる。

賣与状

一 船名 シュンリー

一 貌利太尼亞製又ハ 貌利太尼亞製ニ而千八百六十二年「レンプリュエ」 貌利太尼亞
外國製なるやは スコットランドの内中ガラスゴ―港ニ於て打建

.....(中略).....

一 船進退ニ要用たる 一間隙を除き届済の屯数 三百四十屯

一 巨細の船六拾方此六十方ハ彼方ニ而一船を六十分ニ割合幾方の持主と云 の原主たる拙者ウキルヤムジョンオ―ルト江長崎政府より洋銀拾万枚を相払し故人江

右六拾方を讓渡せり

一 拙者ウキルヤムジョンオ―ルト義右之分を前条之仕法にて讓るの權ある事且右船向後故障無構事を右政府へ約諾す

右証として茲に千八百六十三年十一月今二十三日亥十三月十日我名判を据置す

ウキルヤムジョンオ―ルト

右ウキルヤムジョンオ―ルト我目前ニ而名判せり

貌利太尼亞女王殿下のコンシュル勳方

イフジマイボルグ

右大意和解仕候以上

亥十月

品川藤十郎

長崎表より相廻候蒸氣御船御軍艦奉行江引渡候義申上置候書付

今般長崎表於而御買上取計差廻候長崎丸御船 御上洛御用相成候ニ付而ハ航海ニ付彼地より罷越候との一同其儘為乗組置候義此軍艦
奉行より談判之趣も御座候間支配定役並地役人其外火焚水夫等右御船一同今九日御軍艦奉行江引渡申候依之此段申上候以上

亥十二月九日

和蘭江御詔御軍艦代之内二度目之分神奈川表同国コンシュル江相渡候義申上候書付

大久保豊後守

一洋銀拾五万六千枚

次いで、横浜、横須賀に製鉄所が設けられるのであるが、これについての勝の説述は適切である。

横濱及横須賀製鉄所創設之上⁽¹¹⁾

船舶ヲ製造スルハ海軍ヲ拡張スルノ基礎ナレハ船廠ナル者ノ必ス設ケスンヘ有ルヘカラサルヤ固ヨリ言ヲ俟タス我邦安政年間既ニ和蘭技術師ヲ傭使シ長崎飽之浦ニ一製鉄工場ヲ建置シタリソモ同港ハ辺陲ニシテ遠ク首都ヲ隔リ便宜ヲ得サリシヨリ後江戸近傍ニ同場創設ヲ要スルノ議起リ仏国公使ヘ商議ノ末横濱横須賀ニ良地ヲ撰定シ終ニ同国技師ヲ傭使シテ兩所建築全ク竣成之功ヲ奏スルニ到レリ其結果如此ト雖モ最前企図之初発ニ在テハ和蘭技師ヲ招致セントノ意アリシナリ因テ當時在崎同国人ヘ質義セシ對話記等今其端緒ニ係ル二三之文書ヲ先ツ此卷首ニ掲ク

造船具御詔等之義ニ付御書取之趣評議仕申上候書付

松平 出雲守

小笠原長門守

塚越大藏少輔

設楽八三郎

福田八郎右衛門

高橋 平作

立田 録助

海軍御備之儀即今之時勢御充実ニ無之候而は難相成候ニ付今般御軍艦三艘外国に御詔之節造船具をも御詔等之御書取を以被仰渡候趣奉得其意勦弁仕候処御軍艦外国江御詔之儀ハ差向無御抛義ニ付此程再応評議仕申上候通先式艘茂御詔相成可然奉存候然る処是迄和蘭等江御詔又ハ御買上之御船々存外破損茂早く外面ハ宜候とも御国ニ而之製造と違ひ内実見え隠れ之場所等吟味も届兼候間大洋航海懸念無之とも難申殊ニ御国ニ而御製造相成候得ハ御入用御出方ニおいては同様之訳ニハ候得共職方實銀ヲ初都而下之潤ひに相成上を損し下を益し候訳ニ而畢竟巨万之財宝御国之内ニ止り国家之御為可然義ニ付御沙汰之通此上ハ可成丈御国地ニおいて製造出来候運ひに仕度就而ハ造船具之茂松平肥前守献上願濟之分持渡次第御取寄之方可然哉ニ候得共右ハ殊之外大仕掛之由ニ而最前長崎へ御取建相

日本海軍の創建

成候分ハ右よりハ余程手輕之趣ニ候処取建候入用凡余四五両程相掛り可申趣ニ付右造船具御取建之義へ別而御入費も相嵩可申候間一旦御取建相成候上ニ而万一場所動キ様ニ而ハ御不益不少いづれ造船場内又ハ其最寄へ御取建不相成候而ハ御不都合ニ可有之候処右造船場之義御府内最寄ニハ何分可然場所も無之趣ニ相聞浦賀ハ可也御間ニも合可申候へ共同所江御取建ニ而自然外人共入込候次第ニも成行候而ハ不可然左候沖横須賀ニ而ハ場狭ニ而諸般不都合ニ可有之何れニも造船場御治定之上なれば造船具御取建方ニも差支候間造船局御取建可相成場所等御軍艦奉行江見込御尋之上尚御下ケ御座候様仕度奉存候且御入用御出方之義ハ追而御買上金高等之模様ニ寄尚勘弁仕可申上と奉存候御書取返上仕此段申上候以上

申十二月

松平出雲守

岡部駿河守

服部 帰一

立田 録助

この製鉄所建設については、あげてフランスに委託したのである。⁽¹²⁾ なお工場落成の後は軍艦を製造出来るに至るが、その製造上最も欠くべからざるものが艦材であることから、横浜製鉄所首長のトロートルから艦材意見書が出てゐる。その一八六五年三月廿三日附のエルトロートルの「在江戸ノ軍艦奉行木下君台下へ」は、「日本國ハ素ト海軍ニ因テ振起スヘキ地勢タリ故ニ政府ハ今ヨリ全国森林ヲ点検シテ更ニ規則ヲ設ケ常ニ巨額ノ艦材ヲ蓄藏スルヲ以テ緊要トス」と提言し、官林の保有育成、政府の需用を欠くことのないため、伐採、乾燥、蓄藏、殊に隅田川河口で蓄藏すべきであることを申進している。この横浜横須賀製鉄所には、巨額な費用をかけ、多数のフランス人を備入れたのであつて、それを要記するならば、左の如くである。

金額

支払科目

仏貨九十八万フランク

製造条約スミ各種機械

同 三万フランク

蒸気原機械

| | | |
|---------------|----------|-----------|
| 同 | 四万フランク | 各種工具 |
| 同 | 三十万フランク | 工業用鋳属 |
| 同 | 二十七万フランク | 機械運賃及雇人旅費 |
| 同 | 九万フランク | 雇人船賃 |
| 同 | 七万フランク | 雇人給料前借ノ分 |
| 合計仏貨百七十四万フランク | | |

このほか、首長ウェルニー以下総計四十三人に莫大な給与を払つていたのであつて、フランソワ・レランヌウエルニーに年俸壹万弗を払つてゐる。その人員の数もフランスの主管すなわち総裁以下、ドックの技術関係者、医官さらには船工から小使に至るまで、フランス人三十四名のフランス工廠から抜擢した者を四年契約で傭入れ、役職者には十名以内に限り妻随伴を許してゐるので、人数も相当なものであつた。

その後、この海軍伝習を託するのは、フランスから英国に変わるのであるが、この間の事情について、勝は左記の「英国教師伝習」という一巻を割いてゐる。それを摘要するならば、(前略)「是先キ幕府英国ニ依頼シ海軍伝習之挙有リ夫レ此伝習之事タルヤ英仏蘭等各国何レモ彼ニ長アリ故ニ大約大同小異ニシテ其得失之差アルヲ視ス此術ヲ学フ者ノ速カニ卒業之効ヲ得ルハ特ニ教師タル者ノ誘掖懇切ナルト生徒タル者ノ勤学勉勵ナルトニ在ル而已焉ソソ孰レヲカ是トシ孰レヲカ非トセン曾テ陸海軍之術共伝習ハ都テ仏国人ヘ托ス可キノ約ニ在リシ処同国公使ヨリ向後海軍術ノ教授ニ至リテハ英国ヘ倚頼シテ然ル可シトノ論告ニ由リ英国公使ヘ左之受伝手續書ヲ達スルニ到リシ(後略)」と述べ、フランス公使の方から海軍については英國に指導を求めよう申入れがあつたことを明らかにしている。爾来、海軍は範を英國に求めるに至り、日本海軍は、英國海軍の流れを汲んで英國を師父とし、英國が日本海軍の育ての親となるのである。

海軍術伝習受候手続⁽¹³⁾

日本海軍の創建

日本海軍之儀者先年於長崎荷蘭人より伝習を受け測量算術船具運用蒸氣機関等之科学ハ略ク会得いたし航海術ニ於ては深く差支候義も無之候得共何分半途にして相廃し遂ニ其濫奥を究めざりしによりて既に本年之初より再び仏郎西人江相頼ミ船上之諸則大砲之使用等伝習いたせし故に先つ歐羅巴各国海軍之制度も其概略ハ解せしうとも戦法軍律に至りてわ一船之掛引すら未タ精熟之場合ニ至らぬ候間右等之処今一層研究を遂げ速ニ実地応用ニ堪候様いたし度存候ニ付此度海軍術伝習貴国江相頼候上者凡右之目的を以て教導之順序被相立候様致し度候事

一海軍術伝習之儀ハ貴国政府ニ而承引ありし上にて治定有之事と存候教師ハ其本国より被相招候とも又ハ我国に在留有之候士官之中ニ而も総而左之学科之者相頼度候事

一「タクチーキ」ニ長し戦争実地を経たる老練士官 一人

一海軍諸則並運用測量を兼たる士官 一人

一砲術ニ長したる士官 一人

一蒸氣方士官 一人

一算術ニ長したる海軍勘定役 一人

但語学を兼たる者

下等士官

一ポーツマン水夫小頭 一人

一大砲方 二人

一上等水夫 三人

一音号を司る喇叭手鼓手之類 三人

右給料之儀者貴国ニ而被相定候様いたし度存候尤是迄仏蘭西人之海軍技師江ハ士官一人一ヶ月三百弗ツム下等士官一人同断六十弗ツム或者四十弗ツム相渡し候事ニ有之候

一学徒ハ英仏荷蘭三国之内語学或ハ海軍諸術之内心得居候者而已相撰み伝習可申付候事(中略)

同三丁卯年二月四日英国ニ於テ海軍術兼備セシ者ヲ撰撰シ為海軍伝習此地へ渡来ス可き者四名既ニ本国ヲ発セシ旨同国公使パークスヨリ参政大関肥後守へ面話アリ同年三月五日我軍伝習掛命セラレ其事ヲ孰ラ令メラレタリ同月七日海軍伝習之事ニ付英国公使パークスニ応接ス此頃同人上坂スル由明日神奈川迄出張ト云(以下略)

慶応三年丁卯十月英海軍教師伝習学科⁽¹⁴⁾

日 課

| 日 割 | | 月 昼 前 | | 月 昼 後 | | 火 同 曜 日 | | 水 同 曜 日 | | 木 同 曜 日 | | 金 同 曜 日 | | 土 同 曜 日 | |
|-----|---|-------|---|-------|---|---------|---|---------|---|---------|---|---------|---|---------|---|
| 運 | 用 | 生 | 測 | 砲 | 砲 | 第 | 第 | 艦 | | 砲 | 砲 | 生 | 第 | 砲 | 砲 |
| 術 | 術 | 徒 | 士 | 士 | 士 | 士 | 士 | 上 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 |
| 砲 | 砲 | 砲 | 砲 | 砲 | 砲 | 砲 | 砲 | 演 | 砲 | 砲 | 砲 | 砲 | 砲 | 砲 | 砲 |
| 術 | 術 | 術 | 術 | 術 | 術 | 術 | 術 | 習 | 術 | 術 | 術 | 術 | 術 | 術 | 術 |
| 旋 | 腰 | 測 | 測 | 生 | 生 | 生 | 生 | | 士 | 士 | 士 | 士 | 士 | 士 | 士 |
| 条 | 刀 | 量 | 量 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | | 官 | 官 | 官 | 官 | 官 | 官 | 官 |
| 砲 | 砲 | 生 | 生 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 |
| 術 | 術 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | | 官 | 官 | 官 | 官 | 官 | 官 | 官 |
| 航 | 海 | 測 | 測 | 測 | 測 | 測 | 測 | | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 |
| 術 | 術 | 量 | 量 | 量 | 量 | 量 | 量 | | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 |
| | | 士 | 士 | 士 | 士 | 士 | 士 | | 官 | 官 | 官 | 官 | 官 | 官 | 官 |
| | | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | 徒 | | 官 | 官 | 官 | 官 | 官 | 官 | 官 |

生徒運用修業ノ日者第一第二生徒ハ英語算術ノ教ヲ日本教師ヨリ受ヘキ事
若シ水曜日雨天ノ節ハ来日ノ学科ト易ヘキ事

一大砲号令ハ日本語ニ可改事

一浜局ノ道具払代ヲ以テヘボン辞書買上ヘキ事但同辞書老部十二ドル百五十部買上之事
一安宅ノ船倉老棟伝習所地内ヘ引キ稽古場ニ建直シ普請ノ事

日本海軍の創建

- 一 浜ノ土蔵一戸前器械所ニ模様替ヘ致スヘキ事
- 一 別手組護衛ノ事

日本士官教導之仕様

- 一 生徒 拾貳人

- 一 軍艦組 六人

右者從來英語算術能ク出来候者相撰航海運用術教導可致

- 一 生徒 三拾人

- 一 軍艦組 拾四人

右者砲術運用術教導可致候

- 一 生徒 拾貳人

- 一 軍艦組 拾人

右者蒸氣機関而已教導可致候

自余之生徒ハ貴国之教授方ニ於テ英語算術之修業而已有之候様致し度尤一七日ニ兩日程運用術腰刀術之教導可致候

一 千代田形ハ御用無之節者当学校江繋置右船

ニ於テ日々運用機関之教導可致候

中 略

一 砲術伝習之者ハ充分昇達之上一ヶ月程度同船ヘ罷越的打調練可致候

一 伝習中者其場所々々に通弁官始終相詰教師之指図を以解説可有之候

一 其他之通弁官者学校中之話所ニ相扣居諸学科を分ちて引受置教導致シ其中ニ若も肝要之処有之候ハ速ニ和文ニ翻訳可有之候

廿三日英教師回天朝陽ノ二艘ヲ一見シテ朝陽ヲ稽古船ニ為スヘシトノ談アリ廿四日軍艦組ノ伝習本日ヨリ始ム教頭トレンシイ横浜ヘ出張ス英國海軍総督来着セシ故ナリ廿八日英教師ゴンセット之事並水主同心三十人朝陽艦ニ乗組マシムル之事ヲ談ス(以下略)

ここに、英国は、わが国海軍の師父補導役としての地位につくことになり、日本海軍の英国色はいよいよ濃厚になるのである。⁽¹⁵⁾このように海軍教育のために、英仏はじめ西洋諸国から傭聘した外国人の数は非常なものであつたから、海軍の人件費も老大になつたが、それと同時に軍備充実のための支出も非常に大きかつたのである。その理由はいうまでもなく、海軍建設については、陸軍が員数に見合つた兵営を建築し、武器彈薬を整えれば出来るのに対して、人材教育のみならず造船器のために、莫大な財政準備を必要とするからである。軍艦建造が間に合わなければ、外国から購入するために非常な費用が必要である。したがつて、海軍は実際に体容を整えるためだけに陸軍とは比較にならない老大な財政支出を要したのである。それは、幕末の海軍創成に當つて、製鉄所建設という形で非常な先行投資を行つていたのである。具体的には、横浜及横須賀製鉄所創設という当時の幕府財政には異常な出費を要したのであつた。これを勝の「海軍歴史」によつてその事例を紹介すれば左の如くである。

一 仏国品購入 仏貨二二〇万フランク (大略
三七万弗)

一 製鉄所諸頭目工夫ノ雇入購買ニ係ル件

仏貨一七四万フランク

一 日本ニ於テ入用積リ諸入用

洋貨二百フランク

諸事取掛ノ入用 五万フランク

船譜

政府軍艦 八艘

同諸船舶 三拾六艘

総計 四拾四艘

此代価三百三拾三万六千弗

日本海軍の創建

但国製諸船及購買代価未詳者除之

諸藩廿九家所有船舶

總計 九拾四艘

此代価四百四十九万四千弗ト金八千百両也

但前同断

当時海軍の予算は幾何であつたかについては、卷末に、費額及雜項があり、それによれば、左の如くである。⁽¹⁶⁾

目録

諸艦船乗組給料

海軍定金ノ建白

海軍役々俸金調書

養生所一箇年費額預算

海軍定備金

英人伝習ノ費用

諸艦船一箇年費用調書

その第一項の諸船乗組費用を要記する。

| | | | |
|------|-------|--------|---------|
| 一 観光 | メ七拾六人 | 一ヶ年給料高 | 米貳百七拾三斗 |
| | | 金 | 貳千拾七両 |

| | | | |
|------|------|--------|---------|
| 一 翔鶴 | メ七拾人 | 一ヶ年給料高 | 米貳百五拾貳石 |
| | | 金 | 千九百三拾貳両 |

| | | | |
|------|-------|--------|---------|
| 一 蟠竜 | メ三拾九人 | 一ヶ年給料高 | 米百四拾石四斗 |
| | | 金 | 千貳拾六両 |

| | | | |
|------|-------|----|--------|
| 一 黒竜 | メ六拾五人 | 〃〃 | 米二三四石 |
| | | 〃〃 | 金一七八二両 |

| | | | | |
|---|------|---------|---|-------------------|
| 一 | 千代田形 | メ三拾五人 | 〃 | 米一二六石 金九一三兩 |
| 一 | 威臨 | メ七拾六人 | 〃 | 米二七三石六斗 金二一一七兩 |
| 一 | 朝陽 | メ六拾七人 | 〃 | 米二四二石二斗 金一七八九兩 |
| 一 | 大江丸 | メ六拾人 | 〃 | 米二一六石 金一一六二四兩 |
| 一 | 順動丸 | メ六拾五人 | 〃 | 米二三四石 金一八二四兩 |
| 一 | 太平丸 | メ八拾人 | 〃 | 米二八八石 金二二二四兩 |
| 一 | 神速丸 | メ三拾五人 | 〃 | 米一二六石 金九四六兩 |
| 一 | 富士山 | メ百七拾四人 | 〃 | 米六二六石五斗 金四五八二兩 |
| 一 | 開陽 | メ三百四拾四人 | 〃 | 米一二四二石 金二八八七兩 |
| 一 | 奇捷丸 | メ八拾人 | 〃 | 米二八八石 金二二一五兩 |
| 一 | 長鯨丸 | メ九拾八人 | 〃 | 米三五二石八斗 金二七〇二兩 |
| 一 | 回天 | メ百三拾五人 | 〃 | 米四八八石 金四六四〇兩 |
| 一 | 竜翔 | メ拾八人 | 〃 | 米六四四石八斗 金四九三兩 |
| 一 | 飛燕 | メ拾式人 | 〃 | 米四拾石 金一八〇兩 |

外四艘略

総じて海軍の用費については、次の記録がある。

日本海軍の創建

日本海軍の創建

二六 (一五三六)

卯十月廿日建白

海軍御定金之儀取調申上候書付

海軍奉行並

軍艦奉行

軍艦頭

一金九拾貳万八百兩余

海軍御拡張追々御規律相立候ニ付御船々を始海軍役々俸金并養生所其余とも海局御用途之儀都而御一新之見込を以総括御定金一ヶ年凡目当取調候処書面金高ニ相成申候尤御船々蒸気鐘凡五ヶ年目ニ而仕替等廉立候金高之分前以駈と之見据も附兼候間別冊御入用調之内御船々御修復凡見込之金高并海軍御備金等之内ニ而差繰候得者大抵書面御定金之内を以取計出来候積乍併一廉ニ而莫大御入用相嵩候義ハ全く御定金外之義ニ付臨時別段御出方申上候積御座候依之別冊相添此段申上候以上

海軍御定金

一金九拾貳万八百兩余 但内訳廉々別冊之通

右之通御座候以上

卯十月

海軍役々俸金調書

一金拾貳万九千七百拾壹兩永百壹文壹分

内

海軍奉行並

一金七千五百兩

三人

但卷入金貳千五百兩宛

軍艦奉行

一金六千兩

三人

但同断金貳千円宛

同頭

一金千五百兩

壹人

同頭並

一金三千貳百兩

四人

但同断八百兩宛

以下略

其他詳細は省略するが、海軍伝習御入用として金拾万兩、開陽御船一々年惣入用高取調高が金拾四万六千五百九拾貳兩貳分、永貳百貳拾五文貳分、装甲船一々年総御入用高取調金八万六千六百四拾八兩壹分永百四拾八文などがかけられていることを附記しておく。

これに関連して注意をひくことは、海軍の財政出費が多大であつたこと、理由の一つとして、海軍々人がはじめから非常に優遇されていたことであろう。海軍は陸軍に較べて創立の時機がおくれていることは認められるとしても、幕末維新における海軍重視度は非常なものであつたことは、軍制改革に当つて海軍が陸軍よりも待遇において優れていたことから窺取されるのである。例えば「文久二壬戌年閏八月十七日周防守布達」¹⁷⁾を摘要するならば、それは明らかである。

方今宇内之形勢一変致し候ニ付外国之交通も御開ニ相成候ニ付而者全国之御政事一致之上ならてハ難相立筋ニ候処御大礼等打統一新之機会を失ひ天下之人心居合兼終ニ時勢如是及切迫候次第深く御痛心被遊候ニ付上下挙而心力を尽し御国威御更張被遊度思召候尤環海之御国海軍を不被為興而者

御国之力不相震候ニ付追々御施設可被成候得共御儀者追而被仰出ニ而可有之候右ニ付而者参勤之年割在府之日數御緩め之儀追而可被仰出候依而者常々在邑致し領民之撫育者申迄も無之文を興し武を振ひ富強之術計厚相心掛銘々見込之趣有之候ハ無伏藏申立候心得

日本海軍の創建

ニ可罷在旨被仰出候

右之通被仰出候事

海軍將士資級之義ニ付申上候書付

御軍制掛

海軍御建興之儀者、當今第一之御要務ニ而無此上御大業ニ有之御軍艦之製造方者、莫大之御用途ニ而不容易之様御座候得共、一旦御仕法相立御用途出方等相弁シ候上者、海外各国ニ被仰付候とも於

御国内御打建相成候共、數十艘出来致し候事不難義ニ御座候就中至而難キ者ハ、右將士生育之義ニ有之候間、先第一ニ天下之人心こゝに趣向致し候様御仕向有之候義肝要ニ御座候、右將士義者、学科も多端ニ有之極而難入而不易学而已ならず、既ニ成業之上とても風濤之險を冒し生死を一瞬ニ争ひ常ニ对敵臨陣之想を致し候義、故格別之御優待無之候半、而者如何様御督責有之候とも危を避ケ安ニ就キ、榮利ニ趣キ、富貴を欲するハ、人情之常態こゝニ趣向仕候ニ付、右資給之儀、外国制度ニ本キ且陸軍將士と比較仕彼此仕彼我折中致し一定之制度別冊取調並学科昇進之次第一冊取調差出候間、速ニ御家人御旗本に其趣御示相成たとひ厄介之者たり共成業次第夫々御役被仰付寄合万石以上たり共各將帥之学可心掛旨被仰出是迄其業ニ成熟仕候者其身材能を相撰其資格ニ不拘御拔擢相成各將士之任ニ当らしめ候へ者天下人心翕然として海軍ニ趣向仕数年を不出して人材蓄育仕候様可相成奉候此段一同評議仕申上候 (傍点筆者)

海陸軍將士階級序

| | | | |
|--------------|---|---------------|---|
| 海 | 軍 | 陸 | 軍 |
| 御老中 | | 二 陸軍總裁 | |
| 一 海軍總裁 | | 西洋フェルドマールシカルク | |
| 西洋アドミラル | | | |
| 若年寄 | | 四 陸軍副總裁 | |
| 三 海軍副總裁 | | 同ゼネラル | |
| 同ロイテナントアドミラル | | | |

| | | | | | | |
|---|--|---|--|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| <p>駿府御城代ノ上 五 海軍奉行 同ヒーセアドミラル 高五千石御役金 三百兩 歳俸 三千元 職俸 四千元 航海俸 一万二千元 但是者平常も相受申候 右者海軍一隊即「ニフロート」十二艘之将官ニ有之候</p> | <p>陸軍騎兵組 同 八騎兵奉行 高三千石 西洋ゼネラルマヨール 歳俸 二千四百元 職俸 五千五百元 右者「フリガールテ隊」 「レジメント」 三四隊相之指揮致し候 合する者</p> | <p>六 陸軍奉行 同ロイテナントゼネラル 高 五千石 歳俸 三千元 職俸 八千元 右者騎歩砲三兵之総大将ニ有之候</p> | <p>海軍 御勘定奉行ノ上 御老中支配 七御軍艦奉行 高三千石 御役金貳百五十兩 西洋スコウトペーナフト 歳俸 二千四百元 職俸 三千二百元 航海俸 一万一千元 右者海軍分隊を指揮いたし候</p> | <p>同上 十一 騎兵頭 高同上</p> | <p>同上 十二 歩兵頭 同上</p> | <p>同 大砲組 大砲組者単行不致もの故奉行ハ無之</p> |
|---|--|---|--|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|

日本海軍の創建

| | | |
|-----------|---|--|
| (中 欄 省 略) | <p>御留守居番之上 御老中支配 十三 御軍艦頭並 高千石 御役金百五十兩 西洋カビティンロイテナントテルセー ナントテルセー 歳俸 千五百元 職俸 千七百元ヨリ 一千五百元迄 航海俸 三千元ヨリ 千七百元迄 右者コルヘット船一等ブリッキ船一等二等蒸気船等之一船指揮いたし候</p> | <p>御役金貳百兩 西洋カビティンテルセー 歳俸 一千八百元 職俸 二千四百元 航海俸 八千元ヨリ 二千五百元迄 右者リニー船フレガット船コルヘット船一等蒸気船等之一船指揮いたし候</p> |
| | <p>十四 騎兵頭並 高千石 西洋ロイテナントコロネル 歳俸 千五百元 職俸 三千五百元 右ハ半「レジメント」隊之指揮を致し候</p> | <p>同上 西洋コロネル 歳俸 一千八百元 職俸 四千元 右者一「レジメント」隊之指揮をいたし候</p> |
| | <p>十五 歩兵頭並 高千石 同上 右ハ一「バタイロン」隊之指揮を致し候</p> | <p>同上 同上 同上</p> |
| | <p>十六 大砲組之頭 高千石 同上 右ハ大砲一座「パツテレイ」但八挺之指揮を致し候</p> | <p>同上</p> |

| | |
|---|--|
| <p>新番組頭之上 御軍艦奉行支配 十九 御軍艦役 高四百俵 御役金百兩 西洋一等ロイテナント 歳俸 千二百元ヨリ 九百元迄 職俸 千二百元ヨリ 千元迄 航海俸 二千元ヨリ 千元迄 右ハスクーネル船ブリッ キ船三四等蒸気船運送船 等之一船之指揮を致又リ ニ一船フレガット船等之 一等士官ニ御座候</p> | <p>両御番之上 御軍艦奉行支配 二十三 御軍艦役並 高三百俵 御役金七十兩 西洋二等ロイテナント 歳俸 七百元ヨリ 六百元迄 職俸 八百元ヨリ</p> |
| <p>騎兵奉行支配 二十 騎兵差図役頭取 高四百俵 御役料百俵 西洋カビティン 歳俸 九百元 職俸 千八百元ヨリ 千六百元迄 右者一「エスカドロン」 隊之指揮を致候</p> | <p>騎兵奉行支配 二十四 騎兵差図役 高三百俵 御役料百俵 西洋一等ロイテナント 歳俸 六百元 職俸 千百元ヨリ 九百元迄</p> |
| <p>歩兵奉行支配 二十一 歩兵差図役頭取 高四百俵 同上 同 右者中隊之指揮を致し候 一步兵目付役 御役料百五十俵 一步兵目付役並 同百俵 此二役者差図役頭取又差 図役より相勤申候</p> | <p>歩兵奉行支配 二十五 歩兵差図役 高三百俵 同上</p> |
| <p>陸軍奉行支配 二十二 大砲組差図役頭取 高四百俵 同上 同 右ハ大砲半座之指揮いた し候</p> | <p>陸軍奉行支配 二十六 大砲組差図役 高三百俵 同上</p> |

| | | | |
|---|--|-------------------|-------------------|
| <p>六百元迄 航海俸千六百元ヨリ 六百元迄 右各種船之二等士官ニシテ又小船之将をも相勳候</p> | <p>右両翼小隊之指揮致シ候 一騎兵目付役 御役料百俵 右差図役より相勳申候</p> | <p>右小隊之指揮いたし候</p> | <p>右半座之指揮いたし候</p> |
|---|--|-------------------|-------------------|

(以下省略)

右の「海陸二軍將士階級序」⁽¹⁸⁾列待遇表を見て気付くことは、海軍は総じて陸軍より待遇がよく、殊に航海俸がつくことによつて、海軍將士の給与が陸軍より上廻つてゐることである。例えば、海軍奉行と陸軍奉行とだけを比較してみれば、その高五千石は同じであるが、海軍奉行は御役金三百兩がつく。歳俸は同じ三千元であるが、職俸において、陸軍奉行八千元に対し海軍奉行四千元は、陸軍奉行より低いと見えるけれども、航海俸が一万二千元つき、しかも航海しない「平常も相受」けるのであるから、実際は一万六千元であり、陸軍奉行の二倍である。また、軍艦奉行の例をとつても、これに匹敵する騎兵奉行は、高においてこそ三千石と同等であるが、軍艦奉行には御役金二百五十兩がつき、歳俸は同じく二千四百元でも、軍艦奉行の方は、職俸と航海俸とを合せて一万四千二百元で、騎・歩兵奉行の五千五百元の二倍以上を受けているのである。以下の將士官の待遇も海軍の方が陸軍よりよく、それは航海俸がつくことで差が出て来るのである。この傾向は、下級士官の方でも同様であつて、御天守番之上御軍艦頭支配の御軍艦添取締を見ても、騎兵頭支配の騎兵目付下役と較べて優れている。歳俸などは同じでも、職俸は、軍艦添役取締の方は四百元、騎兵の方は三百八十元で、さらに前者には航海俸七百元ヨリ六百元迄がつくのである。

この傾向は、海軍の特殊性を反映したものであり、海軍軍人のエリート意識を育てたものともいえよう。

- (1) 勝 海軍歴史卷之三 一、二丁。
- (2) 長崎海軍伝習所の日々 カッテンディーケ著水田信利訳、東洋文庫、一九六四年。
- (3) 勝 前掲書、卷之三 六丁。
- (4) " 卷之五 七丁。
- (5) " 卷之五 二十九丁。
- (6) " 卷之二 一丁、四丁。
- (7) 横山一郎著「海軍少将横山一郎回顧録」(昭和五五年)五〇頁。
- (8) 勝前掲書、卷之六 一丁。
- (9) " 卷之六 二十三丁、二十二丁。
- (10) " 卷之二十三 十一丁。
- (11) " 卷之二十 一丁二丁。
- (12) 横須賀海軍工廠編「横須賀海軍船廠史」十五丁。
- (13) 勝前掲書、卷卷之十九 二丁。
- (14) " 卷之十九 十二丁、十三丁、十四丁。
- (15) 池田清著「日本の海軍」(昭和四一年)一九頁。
- (16) 勝前掲書、卷之二十四 自一丁至十丁。
- (17) " 卷之十三 三丁、四丁。
- (18) " 卷之十三 四、五、六丁。

三 明治新政府の海軍振興

西洋列強の外圧の前に開国して日未だ浅く、その独立を保持するために腐心していた明治政府にとつて、海防の必要は切実であつた。したがつて、わが国の国防を海軍に期待すること絶大であつたことは、明治三年庚午五月兵部省が、「至急大ニ海軍ヲ創立シ善ク陸軍ヲ整備シ護国ノ艱勢ヲ立ツヘキノ議」⁽¹⁾を起したことによつても明らかである。それはわが国の国防緊要を説いて余すところがない。それは明治初年における兵部省の軍備構想の表明であるが、そこに特徴的であるのは、「大

ニ海軍ヲ創立」せんとする海軍重視である。

その海軍振興方針強調が、当時の西欧列強の極東進出をまのあたりにした危機感に基くことはいうまでもないところであろう。したがつて、島国日本の国防という見地から、軍備における優先順位が陸軍より海軍の方におかれ、海陸軍と呼称されてきたのであり、それは如何に海軍の重要性が痛感されていたかを示すものにはかならない。左記はそれを象徴している。^②

輓近宇内ノ形勢一変シ各国交際ノ道大ニ開ケ外皆公議ヲ唱ヘテ内各私心ヲ逞シ或ハ他邦ヲ并吞シテ己ガ有トシ或ハ良港ヲ開テ互市ノ場トシ盛ニ蒸氣車蒸氣船ヲ通シテ遠隔ノ地モ自在ニ往来シ五大洲恰モ比隣ノ如ク往来密邇セリ因テ海國ト山地トヲ論セス天然ノ險ヲ恃ンデ自國ノ固メト為セシモ其險恃ム可ラザルニ至ル爰ヲ以テ歐羅巴亞米利加兩州ノ各國勉メテ海陸軍ヲ増備シ互ヒニ相對立スルノ勢ヲ固フス万国公法ニ所謂自護ノ權ヲ大ナリトスル者是レ也然ルニ亜細亞ノ全州交際ノ道晚ク開ケテ宇内ノ情狀ニ通達セス護國ノ軍備ヲ備ヘザルヲ以テ滿清ノ如キ宇内無双ノ大國モ屢英國ニ侵入セラレ竟ニ京城ヲ陥没セラルムノ大辱ヲ取ルニ至ル矣ニ警戒セラル可ンヤ今ヤ

皇國御維新ノ時ニ當リ宇内ノ情勢ニ隨ヒ外國ノ交際日々ニ開カセラレ候ニ付テハ片時モ護國至要ノ海陸軍ヲ敵備シ對立ノ勢力ヲ張セラレズ候テハ平時ハ輕侮ヲ受ケ戰時ハ敗衄ヲ取ルコト自然ニ候就中

皇國ハ海中ニ獨立シ數嶋ニ分在スル故ニ海軍ノ敵備ニ非ザレバ自護ノ固メヲ保ツ能ハザルニ當時各國競テ増備スルノ海軍我レニ於テハ尚全ク欠如スルヲ以テ彼殊ニ我ヲ蔑視シ或ハ不敬ノ辭ヲ発シ或ハ非法ノ行ヒヲ為スニ至ル我今數百艘ノ軍艦ヲ敵備シ數萬ノ精兵ヲ常備セハ彼レ縮然畏敬ノ心ヲ生シ安ソノ敢テ今日ノ挙動ヲ為スヲ得ンヤ然ラハ則海陸軍ノ敵備スルト否ラサルトハ

皇國ノ安危榮辱ニ関スル所ニシテ實ニ至大至重ノ國事タレハ上下奮勵全國力ヲ合シテ大ニ海軍ヲ振起シ能ク陸軍ヲ整備シ依テ民土ヲ保護スルノ權力ヲ養成シテ彼レノ強悍ヲ压制シ數千歲堂々タル我國体ヲ拡張シテ

皇威ヲ四海ニ宣布スルコト最急最要ノ國務タリ但シ海陸軍ヲ敵備スルニハ夥多ノ費用ヲ要ス故ニ国力ヲ費スヤ大ナリ然レ共國ニ軍備アルハ猶禽獸ニ爪牙アルカ如シ爪牙ナケレハ禽獸其身ヲ保護スル能ハス軍備ナケレハ國其民ヲ護リ安然ナラシムルヲ得ス是天然ノ勢ニシテ國家ノ軍備止ムヲ得サル所以也而シテ禽獸ノ爪牙獨リ其首領ヲ保護スル者ニ非ス其ノ全身ヲ保護スルノ具也國ノ軍備獨リ其政府ヲ保護スル者ニ非ス其全國ヲ安然ニスルノ備ナリ故ニ軍備ノ費用ハ天下ト普ク共ニスヘシ今西洋各國ヲ視ルニ政体ハ異同アリト雖モ全國ノ歳入ヲ分テ海陸軍ヲ備ヘ君主タル者之ヲ統轄シテ其全國ヲ保護スルニ至テハ一ツ也而シテ其費用ト歳入ノ比較各國多寡アリト

雖モ之レヲ平均スルニ平時ノ費用ハ歳入凡三分ノ一ニシテ国ニ事アル時ハ軍艦ヲ増製シ砲台ヲ増築シ兵員ヲ増加スル等都テ臨時ノ調金ヲ以テ之レヲ弁シ爾後他ノ費用ヲ節シテ年々之ヲ返済ス爰ヲ以テ国債ハ大抵軍事ニ費スモノ也(中略)今ヤ

皇国御一新内ハ平和ニ歸スルト雖モ外ハ前文ノ如ク外国ニ屈辱セラルム故ニ正ニ越王胆ヲ嘗ムルノ時ニシテ上下決シテ平時ノ看ヲ為スヘカラス必戦時ノ思ヒヲ為シ大ニ諸用ヲ節シテ軍備ニ供シ歳入ノ半ヲ以テ務メテ至急ニ海陸軍ヲ養成セバ數年ヲ出スシテ対立ノ勢ヲ為スヘキナリ然レ共從來ノ国態アリテ非常ニ諸用ヲ減スル能ハス故ニ宜ク先ツ全国歳入四分ノ一ヲ以テ軍備ノ定額ト目的スヘシ但シ此分モ卒カニ弁シ難カラシ詎ハ當時国用多端加フルニ征討ノ費賈貨ノ弊歳収ノ欠府藩郡共ニ疲耗ス因テ即今ヨリ七ヶ年間ハ全国歳入五分ノ一ヲ以テ海陸軍備ニ供シ尤諸藩ハ疲弊殊ニ甚シキヲ以テ初メ三年間ハ藩入十分ノ一第四ヶ年ヨリ三ヶ年間ハ八分ノ一七ヶ年ヨリ六分ノ一ヲ課スルト概定シ而シテ同年ニ再ヒ全国軍賦ノ方法ヲ議定スヘシ右ノ如ク諸藩ニ軍賦ヲ課スル上ハ在来ノ軍資金ヲ廢シ且兩京其他ヘ守衛ノ兵ヲ交番ニ徵スルモ其費用都テ当局ヨリ弁スヘキ也是ヲ標準トシテ時勢ヲ斟酌シ海軍創立ト陸軍整備ノ方略ヲ省中ニ於テ厚ク評議ヲ遂ケ陸軍ノ省議ハ既ニ呈スルヲ以テ海軍ノ省議ヲ今別冊ニ記シ天下ノ公議ト廟議ト明断ヲ請フナリ

庚午五月

兵部省

海軍振興についての明治新政府の意気込みが大変なものであつたことは随処に見出されるが、それを示すものに左記兵部省の「大ニ海軍ヲ創立スベキノ議」⁽³⁾である。「大ニ」という形容詞が海軍の上につけられているのもあながち誇張ではない。それは島国であることの自覚を高め、明治政府の活路を海軍の発展に求めて、極東において西洋列強から独立を保たんととの気宇が海軍関係者に漲っていたからでもあろうが、また当時英帝国が全盛時代であつたから、英国に範を求めたからでもあろう。

大ニ海軍ヲ創立スヘキノ議

夫海軍ヲ創立セント欲スルトキハ地形ト時勢ト国力トヲ参考洞察シテ緩急大小其宜キニ処ス可キナリ 試ニ西洋ノ數國ヲ引テ之レヲ弁解セン 英吉利ハ魯西亜ニ比スレハ國小ニシテ陸軍ノ數大ニ劣ルト雖モ海軍ノ力ハ遙カニ勝レリ 是レ海中ニ孤立スル國ト大陸ニ彌漫スル國ト素ヨリ地形ノ異ナルニ因テ其專備ト為ル所自カラ然ラザルヲ得ズ又海外ニ屬地ヲ領シ或ハ通商ヲ事トスルノ國ハ殊ニ海軍ヲ要用トス 彼ノ強大ナル魯西亜独逸ト雖モ往時其備ヘ有ラサリシニ 葡萄牙西班牙ノ如キハ却テ夙ニ之レヲ盛備セシガ如シ 其地形ニ随テ右ノ如ク不同アリト雖モ又々時勢ノ变革ニ因テ大異ヲ生スルナリ 昔時閩電氏亞墨利加ヲ発見セシヨリ各國靡然爭テ航海

ノ術ヲ講シ就中軌近蒸氣船ヲ發明シテ万里懸隔ノ地モ比隣ノ如ク往来シ之レニ加フルニ厚鉄艦ヲ新製シテ恰モ鉄壁ノ堅城ヲ以テ自在ニ水戰ノ猛力ヲ逞フスルニ至リ 海軍ノ備ヘ各通シテ最大緊要ノ國務トナレリ 往時魯ノ伯德兒帝傭工ニ變シ和蘭ニ入テ自カラ造船ノ術ヲ學ヒ大ヒニ海軍ノ基礎ヲ建シテ時勢事情ヲ遠察スル大功業ト謂フヘシ 爾後其遠志ヲ継キ次第ニ海軍ヲ増加シ近來益々強大ト成シ勉メテ英仏ニ匹敵セシコトヲ期ス 魯國ノ海軍ヲ兼備スルハ諺ニ所謂虎ニ翼ヲ副ユル者ニテ其大欲ヲ遠近ニ逞フスル豈際涯アラシヤ 又李瀾生ニ於テハ二十年前千八百四十八年ニ始メテ海軍ヲ創起ス因テ旧幕府長崎ニ於テ 始メテ之レヲ創起スルモ俄カニ強大ト為シ 去年既ニ宇内第一等ノ厚鉄艦ヲモ造備セリ 仏國モ當帝ニ至リ大ニ之ヲ増盛シ僅カ十余年ニテ其艦數殆ト昔日ニ倍シ英ト雌雄ヲ争フニ至ル 是レ時勢ノ大变革ニシテ各國ノ著目スル所遠ク國威ヲ張り供ヒニ國益ヲ起スハ海軍ノ力ニ依ラザレバ更ニ致ス能ハザルヲ以テ也 時勢ノ變換斯ノ如シト雖モ国力ノ大小ニ随テ海軍ノ進歩多寡ナキ能ワズ 荷蘭海軍ノ如キハ昔年英ト雌雄ヲ争ヒ又魯ノ師範タリシガ今日ニ至リテハ唯タ英ニ三舍ヲ避ル而已ナラス魯ニ讓ル又數等ナリ 是レ時勢ノ變態ニ通曉セスシテ然ルニ非ス 二國ニ比スレバ国力小ニテ歳入少ク海軍ヲ増備スルノ力足ラザルヲ以テナリ 故ニ地形ヲ考ヘ時勢ヲ察シ国力ヲ計ルニ非ザレバ海軍ヲ創立スルノ模範ヲ劃定スベカラザルナリ 我

皇國地形ヲ論スレバ 突然海中ニ獨立シ四囲船艦ノ航スベカラザルナシ 殊ニ數島分斷シ氣脈ノ相通ズル唯々水路ニ依ルノミ 因テ海軍ノ敵備ヲ要スルヤ英國ニモ勝レリ 時勢ヲ語レバ上文論スルカ如ク宇内競テ海軍力ヲ強盛ニスルノ日ニ當ルノミナラス 先年米艦品海ニ突入シ内地ノ情狀ヲ觀察セシヨリ外國概シテ我ヲ輕視シ魯國ハ屢々我北境ニ侵入シ又目ヲ對州ニ注キ勉メテ宿志ヲ達スルノ一助ヲ得ントス 魯國ノ宿志ハ西歐ニ大洲ヲ混ニシテ己レガトセントス而シテ其手ヲ下スヤ近キヲ先キニ遠キヲ後ニシ難キヲ遺シ易キヲ取リ漸次ニ國土ヲ廣大ト為ス故ニ歐羅巴ノ東亞細亞ノ北部之レト境邊ヲ控スル者一モ其侵蝕ヲ受ケザルハナシ而シテ未ダ大ニ其志ヲ伸能ワザル者ハ亞細亞州中海軍ヲ備ヘテ根拠ト為スノ良地ヲ得ザル故ナリ彼曾テ土拜其斯ヲ取テ地中海ニ突出シ西歐ニ大洲ヲ中斷セントス英仏カヲ合シテ之ニ抗スルヲ以テ果サズ 近年黑龍江ニ沿ヒ滿州ノ地ヲ取テ我北海道及ヒ朝鮮ト境ヲ控シ連ネテ 皇國支那朝鮮ノ北境ニ任迫ス今若シ東亞ニ突出シテ良港ヲ得海軍ヲ整備スルトキハ其大欲竟ニ制止スベカラズシテ大洲ノ大害之レニ若クモノナカルベシ 實ニ皇國ニ於テ戒心スベキノ第一ニシテ断然之レヲ任止スルノ大策ヲ講ゼザルヘケンヤ 英ノ如キハ我内地ニ常備ヲ置キ擅ニ兵威ヲ張テ國益ヲ謀ル 又英ト米トハ耶蘇仏ハ天主ヲ主トシ各邪教ヲ布カントス 我

皇土ハ寸分モ失フヘカラス 他ノ兵權ハ決シテ我國內ニ容ルベカラズ 邪教ハ断テ 我 皇民ヲ惑ワスベカラズ 今彼レガ行ハント欲スル所ハ我敵ニ禁スル所ニシテ戰端未タ発セスト雖モ其機已ニ伏ス其発スルニ及ソテハ海備アツテ而シテ之レト雌雄ヲ争フベク 海備ナキトキハ更ニ之レニ抗スルノ術ナカルベシ 故ニ海軍ノ敵備ヲ要スルヤ今日ヨリ切ナルハ無シ而シテ皇國人民ノ數ヲ算レバ凡三千万口ニ出ルベク歳入ノ高ヲ計レバ凡三千万石ニ上ルベシト其レ民土ノ強大ナル此ノ如

キハ西洋各国ニ於テ幾許カ有ルヤ 故ニ此国力ヲ用ヒテ形勢ニ随ヒ海軍ヲ設備セントキハ當時彼ノ五大国英仏魯 坤寧ト唱フル者ト雖モ我レニ抗シテ何ゾ諷リニ其強大ヲ誇ルヲ得ンヤ 然ルニ護国至要ノ軍備ヲ闕如シ竟ニ今日ノ外侮ヲ釀成セシ者ハ他ナシ二百年來鎖國ノ議ヲ固執シ更ニ宇内ノ変革形勢ヲ通知セザリシ故ナリ 今ヤ大政御維新皇威ヲ四方ニ宣揚シ給フノ際外國ノ交際日々ニ繁ク魯虜ノ情態殊ニ此ノ如クナルトキハ皇國今日ノ事上下一心全国協力至速ニ強大ノ海軍ヲ振起シ之レヲ用テ数千歳赫々タル我 皇國ヲ擁護シ内地ハ尽ク外兵ヲ逐ヒ 北海ハ拓テ尽頭ニ至リ 更ニ朝鮮ヲ復シテ属國ト為シ 西支那ニ連ネテ魯虜ノ強悍ヲ压制スルノ外他事ナカルベシ 但シ此ノ大業業ヲ済スニ独リ海軍ノ力ヲ以テ足レリトスルニ非ス 必スヤ陸軍ノ兼備ヲ要スルナリ 昔時英國ニ於テ海軍ノ備へ整ハザリシトキハ 荷蘭人ニ撃破セラレ蘭艦ノ「テームス河」ヲ遡リ電動府ニ迫ルモ敢テ支フル能ワザリシニ後只管海軍ヲ盛大ト成セシヨリ遂ニ今日ノ富強ヲ致ス 実ニ海軍ノ其海國ニアルヤ此ノ如ク著明ナリ因テ厚ク省議ヲ加ヘ左ニ海軍ヲ建制スル体裁ノ概略ヲ条記ス

一 海軍ノ全力

一 軍艦大小二百艘

内

蒸氣厚鉄艦大小五十艘

同 木鉄両製艦同七十艘

同 大砲船同六十艘

同 護送船同二十艘

外ニ

蒸氣及ヒ帆前運送船二十艘

此分ハ省中ニ於テ廻船ノ法ヲ設ケ平常環海ノ運輸ヲ便ニシ兼テ學士水夫ノ習練ヲ進歩セシム故ニ艦隊ニ編入セズ

一 常備人員二万五千名

内

士官以上二千人

裨官三千人

日本海軍の創建

日本海軍の創建

三八 (一五四八)

水夫一万〇五百人

水勇^{ゴウ}五千人

火夫二千三百人

諸職工其外二千二百人

右ハ大略ヲ挙ルナリ但シ戦時ハ人員ヲ増加スベシ

右二百艘ヲ十艦隊トシ每艦隊各二十艘又各艦隊ヲ小別シテ三分隊ト大砲船一隊護送船兩艘トス每分隊ハ各四艘ニシテ大砲艦隊ハ六艘ナリ今此海軍ヲ整備スルトキハ外寇ヲ压制スルニ足ル何者英仏米魯ノ如キハ各五百六艘ノ軍艦ヲ保備スルト雖モ内地ノ備ヘアリ属邦ノ固メアリ殊ニ万里懸隔ノ地ヘ海軍ヲ送ルハ其費用莫大ナル故ニ仮令バ英仏若クハ米魯力ヲ合シテ攻メ来ルモ其艦數一百艘ニ出ル可ラザラン況ンヤ我新製ノ二百艘ハ彼レ旧製ノ四百艘ニ当ルベシ因テ即今右ヲ先ツ

皇國海軍ノ全力ト目的ス

一 成立ノ年限

前議ノ如ク至急ノ國務タルヲ以テ片時モ速ニ皆成スヘシ 然レ其国力ニ分限アリ 海士ニ教育ヲ要ス 因テ二十ヶ年間ヲ皆成ノ期限トシ凡毎年十艘ツヽ新製増備スベシ 尤新製ノ艦三十ヶ年余ノ久シキヲ保持スルモ有レ共間々十ヶ年ヲ保タザル者アリ 故ニ平均二十ヶ年ヲ保持スルト概算シ 毎年十艘ツツ新製スルトキハ二百艘ノ全力ハ永久保備シ得ベシ 但シ是ヨリ二十年ヲ三期ニ分チ先ツ第一期七ヶ年ノ方略ヲ確定シ七ヶ年目ニ再ヒ第二期七ヶ年ノ方針ヲ議定シ第十四ヶ年目ニ第三期ノ方略ヲ議定ス可シ 因テ第一期ノ方略ヲ別冊ニ記ス

一 全力ノ費用

一金千万兩

一米二十万石

右合シテ凡百五十拾万石一石ニ付平均七兩二分ニシテヲ備ヘ前件海軍全力ノ費用ニ充ツベシ(中略) 抑國勢ノ強弱ハ兵力ノ大小ニアリ兵力ノ大小ハ軍費ノ多寡ニ関ス他日宇内ニ相雄飛セント欲スルトキハ尚ホ国力ヲ海軍ニ尽スノ策ヲ議セザルベカラス況ンヤ七八年ノ後ハ全國ノ歳入多分増加スベキニ付第二期ノ議定ハ當時ノ目的ヨリ倍增スベシ

一 海軍ノ造構

海軍ハ編成一致ニ皈シ施行一途ニ出テ々全力一団ヲ成ニ非ザレバ外寇ヲ防禦シ全国ヲ保護スベキ強力ヲ整備スル能ワス因テ以来海軍ノ儀ハ都テ朝廷ニ於テ開カセラレ諸藩ハ石高ニ応シ相当ノ軍賦ヲ納ムルノ法ヲ立ツヘシ

一 海士ノ教育

軍艦ハ士官ヲ以テ精神トス士官ナケレハ水夫其用ヲ為ス能ワス水夫用ヲ為サザレバ船其用ヲ為サズシテ無用ノ廢物トナル而シテ海軍士官ト成ルノ學術深奥ニシテ容易ニ熟達スル能ワス故ニ速ニ學校ヲ創立シ広ク良師ヲ撰挙シテ學士ヲ教育スルコト亦海軍創立ノ一第緊要事ナリ

右ノ如ク海軍ヲ創立スルニハ數多ノ費用ト幾多ノ歲月ト宏遠ノ學識トヲ要ス極メテ重大ノ事件ナリ廟謨能ク其体裁方略ヲ確定シ委任其人ヲ得テ施設適當スルニ非サレハ功蹟挙ルベカラス因テ茲ニ其目的方略ヲ建議シ又手ヲ下スノ細目ヲ初メ期七ヶ年ノ方略中ニ備載ス然レ共目的決定セザレバ細目議定スベカラス故ニ先目的ノ廟決ヲ請フナリ

庚午五月

兵 部 省

右を通觀して印象づけられることは、そこに後年世界有数の強大な海軍に成長した日本海軍の母胎が見出されることである。海軍が本質的に陸軍と異なるのは、その基本的性格ないし基本姿勢において相違することによることが明らかであつて、海軍の構成要素が陸軍のように単純でないことである。海軍の歴史は、近代的背景をもつたものであり、それは將兵プラス艦艇の歴史であると共に、海軍教育の歴史でもあるのである。

(1) 明治三年公文類纂卷第一 卷制度部 兵制 海軍創立ニ付諸取調並建白「海陸軍ヲ整備ス可キノ議」なる要目参照。注目すべきは、陸海軍未分離の兵部省では、海陸軍と銘打つて、海を陸に先優して表示していることである。右の公文は防衛研修所戦史室に整頓保存されている原書から抜粋したものである。「なお海軍省編 海軍制度沿革卷二（原書房版）は、この原文より誤記されている箇所が若干ある。」

(2) 明治元年公文類纂拾遺 完 三三丁。

慶応戊辰官達

軍務官

海陸軍之儀ハ当今第一ノ御急務ニ付速ニ基礎相立候様講究可有之旨御沙汰候事

十月

行政官

日本海軍の創建

(3) 明治三年公文類纂 卷 四丁。

四 明治海軍の発足

日本海軍の正史が明治海軍の発足について述べるところは次の如くである。⁽¹⁾

明治元年正月十七日始メテ海陸軍務課ヲ置キテ海陸軍ヲ管セシメラレシガ二月三日之ヲ廢シテ軍防事務局ヲ置キ閏四月二十一日更ニ之ヲ廢シテ軍務局ヲ置キ軍艦十一隻(和泉、河内、武蔵、摂津、甲鉄東ト改称、朝陽、翔鶴、富士山、觀光、陽春、千代田形)、運送船八隻(威臨、長鯨、鳳凰、立象、開運、飛隼、飛竜、快風)ヲ軍務官ヲシテ管セシメタルノ外、諸藩ノ所有ニ係ル汽船合計三十五隻ヲ算セリ

七月軍務官ハ我國ノ形勢上海軍創立ノ急務ナル所以ヲ上議セシガ十月二十五日畏クモ軍務官ニ対シ『海陸軍ノ儀ハ当今第一ノ御急務ニ付速ニ基礎相立候様講究可有之旨』ノ御沙汰ヲ拜シ玆ニ帝國海軍ノ第一歩ヲ印スルコトナレリ
之ヨリ先キ朝廷東征ノ師ヲ起スヤ薩摩、長門、筑前、肥前、安芸、土佐、久留米ノ諸藩ヨリ各軍艦一隻ヲ徵発シテ陸軍ニ応援セシメラレシガ八月幕府ノ海軍副總裁タリシ榎本釜次郎等ノ指揮スル艦船品川ヲ脱スルニ際シ政府ヘ甲鉄艦(其ノ後東艦ト稱ス)、朝陽艦及諸藩ヨリ徵用ノ諸艦ヲシテ之ガ追討ニ任セシメタリ

明治二年

五月函館平定スルヤ徵用諸艦ハ各藩ニ復帰シ七月八日軍務局ヲ廢シテ兵部省ヲ置キ海軍及陸軍ヲ管セシメラレシガ當時ノ疲弊セル財政ハ多数ノ艦船ヲ保有スル能ハザリシヲ以テ艦船ノ淘汰整理ヲ断行セリ乃チ和泉、河内、摂津及開運ノ四隻ヲ久留米、岡山、広島及鹿児島ノ四藩ニ分属セシメ威臨、鳳凰及長鯨ノ三隻ヲ民部、大蔵両省ニ分付シ八月大阪丸ヲ購入ス而シテ兵部省所管ノ艦船ハ富士山(幕府)、東(軍務官)、千代田形(函館征討)ノ軍艦三隻玆ニ大阪、飛隼(以上)、飛竜(元幕)、快風(元板倉)ノ運送船四隻ナリ(上納)

明治三年

兵部省ハ製艦計画ヲ樹立セシモ不成立トナレリ該計畫案ニ依レバ軍艦二百隻及運送船二十隻ノ建造ヲ二十箇年ヲ以テ完成シ完成後ハ毎年十隻ヅツノ代艦ヲ以テ之ヲ更新セントスルモノナリ同年中鹿児島藩ヨリ春日(一、二六九屯)及乾行(五三二屯)ヲ、山口藩ヨリ第一丁卯及第二丁卯(各二二五屯)ヲ、佐賀藩ヨリ日進(一、四六八屯)ヲ、熊本藩ヨリ竜驤(一、五三〇屯)ヲ、静岡藩ヨリ行速丸(屯數不詳)

ヲ、豊津藩ヨリ虹橋丸(四五〇屯)ヲ夫々献納ス

明治四年

山口藩ヨリ雲揚(二四五屯)ヲ、佐賀藩ヨリ電流、延年ヲ献納センコトヲ上請セシガ電流及延年ハ悉ク兵部省ノ管理トナル

又諸藩ヨリ貢納セシ海軍資金ヲ増額シ六月春風丸(八八五屯)(艦敏ト)ヲ、七月筑波(一、九七八屯)及運送船東京丸ヲ各英国人ヨリ

購入シ其ノ費用ノ一部トシテ飛隼、飛竜及行速ノ三隻ヲ充テタリ 七月石川島ニ造船局製造所ヲ設置シ次デ之ヲ主船寮ト為シ艦船ノ

小修理並ニ小型船及諸器具ヲ製造スルコトトナル現在ノ石川島造船所ノ前身即チ是ナリ

明治五年

二月海軍省新設ノ際ニ於ケル艦船ハ大小十七隻(二三、八三三屯)ニシテ軍艦ハ東、筑波、竜驤、富士山、春日、雲揚、日進、第一丁卯、第二丁卯、鳳翔、孟春、乾行、千代田形、摂津ノ十四隻ニシテ運送船ハ大阪、春風、快風ノ三隻ナリキ而シテ東及竜驤ハ甲鉄、孟春ハ鉄骨木皮ニシテ比較的新艦ナリシモ其ノ他ハ木製且老朽ナリシヲ以テ五月海軍省ハ英蘭兩國ヘ千三百屯ノ軍艦各一隻ノ建造注人ノ案ヲ立テ十月決定ニ至リシガ其ノ後中止トナレリ

十月工部省所屬ノ横須賀造船所ヲ海軍省ニ移管シ主船寮ニ属スルコトトナレリ艦船造修ニ一新紀元ヲ劃ス

しかしながら、実際にはこの明治海軍の充足過程は、容易ならぬ事態であつたのである。明治維新、大政奉還によつて幕府から朝廷へ政権は移つたけれども、朝廷は元々親兵を自ら保有していたわけではなく、陸海軍の実体は、幕府と各藩にあつたのであるから、明治政府は発足当初において、陸海軍をいかに充足するかという重大課題をかゝっていた。陸軍については、薩長が官軍として控えていたから、比較的この点恵まれていたけれども、海軍に関する限り、幕府が圧倒的な勢力を保有していたので、問題は如何に幕府下の海軍を新政府が手に入れるかにあつた。⁽²⁾

その方策はさまざまな形で行われた。或は官軍が賊軍から強制的にとりあげた場合もあり、或は平穩に各藩からの引渡しを要求して収容する場合もあつた。最も強引なのは薩藩が幕府方から分捕つた場合である。それを示すものとして次の記録がある。

日本海軍の創建

四二 (一五五二)

諸願伺届 戊辰五月

一 紀伊国丸

一 土佐丸

一 浪華丸

一 中土佐丸

一 伊豫小早船

一 浪華丸

一 紅梅丸

合八艘

右者元幕船ニ而此方へ分捕仕置申候御用相成儀ニ御座候へ、差上申度奉存候此段申上候以上

島津修理大夫内

閏四月

永井清左衛門

榎本武揚が箱館まで逃走し抵抗したことは周知の通りであるが、このほかにも幕府側と紛糾したことが少くなかったのは想像に難くない。この幕府艦船の没収にまつわる紛争の顕著なものとしては、かの威臨丸である。威臨丸はかつて日本人の手によつて初めて太平洋を横断したときの記念すべき幕府の船であるが、これを清水港で官軍が接収しようとしたところ、そこで衝突が起り、漸くこれを官軍は実力を以て接収したのである。⁽³⁾威臨丸のように官軍が実力を行使して接収するという事例が示すように、維新当時の諸藩は、戊辰戦争中でもあり、佐幕派として反旗を翻すというわけではなくとも、欣然と維新政府に協力するところまでは行かないものが少なくなかつた。このような状況で、諸藩から艦船を政府が接収するために苦心したのは当然であつた。明治政府はさまざまな工夫をこらし、兵部省は各藩所有船を直ちに召上げるのでなく、預けておく形をとつたり、「御用有之ニ付返上」させる措置をとつたりしたのである。或いはまた巧妙な手段としては、天

皇「御親征」について各藩持合せの軍艦を一隻ずつ御用を仰せつけられ、その指揮を命ぜられた形にしたりして官軍につけさせようとし、或いは天皇の天覧に供するという名目で各藩に出させ、これに応じた艦船に対しては、天皇から酒肴を賜わるといふような形で誘いをかけた場合もあるのである。しかも、官軍に協力した各藩の船も、或は戦闘で消耗して、直ちに新海軍の戦力になりえなかつたものも少くなかつた。⁽⁴⁾その例を示せば左の通りである。

東海先鋒記第一 戊辰二月六日

海軍

薩摩 宰相

長門 宰相

肥前 侍従

土佐 侍従

久留米侍従

今度 御親征被 仰出候ニ付其藩持合せ軍艦を艘ツ、御用被 仰付候条諸事総督ノ指揮ヲ請勉勵可致御沙汰之事

但二月十五日ヨリ二十日迄ノ間兵庫港着碇之上早速太政官代軍務局へ届出候様被 仰出候事

筑前 宰相

安芸 中将

同断其藩之蒸気船を艘宛御用被 仰付候条諸事総督ノ差図ヲ請相動候様 御沙汰候事

但同断

これに依じて、例えば安芸新少将から万年丸を兵庫港に回航するのである。

兵部省は、艦船の充足の対処の仕方として、通例は、各藩所有船舶を直ちに取上げるのではなく、その藩に預けておくことにし、然るべき時に品川に差廻すように命じたのである。

柳河藩

日本海軍の創建

四四 (一五五四)

依願帆前船快風丸其藩へ御預相成候事

兵部省

福岡藩

飛隼丸之義其藩御預申付置候処至急御用有之候条早々品海へ差廻シ可申候事

十月

兵部省

柳河藩

風帆快風丸其藩へ御預相成居候御用有之候ニ付返上致候事

十月

兵部省

それにも拘らず、遅々とした軍艦引渡状況に対しては、個々に時日を限定して船舶引渡方の達しがなされるに至つたのである。

軍艦引渡之義明二十四日限定之事

但受取出会之刻限等四艘之舟名早々可被届出候事

東海道

総督

四月二十三日

田安中納言殿

しかし、各藩がその所有船を簡単に引渡したわけではなく、色々の事情から口実をつけてその引延しをはかっていることも少くなかつた。

弊藩蒸気船者釜相損居

天朝御用ニモ相立兼候程ノ儀ニ御座候故其筋ヨリ取替候ト歎差戻シ候歎仕候筈ニ而是迄種々談判仕候得共元来之商人カラハ兵庫行仕留守中何分談判附兼候間少々修覆モ相加へ候儘天氣相見合セ兵庫行仕候而当人ト相談仕度旨申出候一旦

天朝ヨリ御沙汰モ御座候末之儀ニ付此段一応御届仕候

以上

松平主殿頭内

鵜藤七郎右衛門

九月

このような状況においては、維新政府が錦の御旗をかかげて各藩に働きかけたのはいうまでもない。例えば天皇の天覽と
いう名分で各藩から船を出させたのである。それを示すのは左記である。

大坂

行幸之上海軍

天覽被遊候ニ付軍艦並ニ蒸氣船共着坂候ハ天保山沖へ碇泊

天覽相濟迄ハ出帆被差留候事

但右之趣早々大坂へ可申遣旨被 仰出候事

三月十六日

肥前 肥後

筑前

久留米

柳河

土州

阿州

長州

芸州

加州

紀州

薩州

雲州

藤堂

尾州

右之通同文各通相渡ス

海軍被為在

天覽候段被

仰出来ル廿五日迄武州品海へ弊藩軍艦二艘差廻候様東京ニ於テ御書付ヲ以被相達奉畏候然処所持之船々左通ニ付御断申上候外無御座

日本海軍の創建

尤延年丸之儀ハ大坂表へ早々廻着候半は速ニ品海乘廻候通可仕段東京へ御届申上越候此段御届申上候

但軍艦

一孟春丸

右者海軍御用被

仰付品海乘廻居候末奥羽征討之兵隊乗組進軍中当八月二日奥州八戸領白銀村ニ於テ暴風高汐ニ而洲上乘揚破船仕候

但荷船

一甲子丸

右者兵隊乗込羽州罷越候処同月晦日羽州秋田領湊ニ而難風ニ逢廢船相成候

但右同

一舉月丸

但軍艦

一電流丸

右者何レモ年久且破損ニ及候付修覆罷在候得共迎モ遠海乘廻候儀不相叶候

但軍艦

一延年丸

右者羽州表へ兵隊備又玉藻等乗込当九月末頃兵庫表出船北海乘廻候処只様冬深相成小形之船ニ而何分乘廻出来兼越前敦賀表ヨリ引戻シ追々大坂表廻着仕管ニ御座候

以上

肥前少将内

高木権大夫

十一月九日

軍務

御役所

このほか紀伊藩からも弊藩ニホール艦が「機械罐大損ニ相成急々修覆難出来右御日限迄東京へ廻航ノ儀難相成候」(以下略)という届が出ているが、参加した艦船に対しては左記の如き通告があつたのである。(6)

軍務官

昨日於浜殿 御乗艦

御試被遊候処艦中諸事行届候段 御満足被 思食候依之酒肴下賜候猶前日被 仰出モ有之海軍之儀ハ当今ノ急務ニ候得ハ益以講究精

練可有之様

御沙汰候事

十一月廿九日

行 政 官

以上に見られるように、海軍の実体をなす軍艦を明治政府が調達するためには、苦心惨憺したのであつて、それは数頁の正史にかかげられている充足過程の表現では尽せないものがあつたのである。幕末から維新にかけてのこの軍艦充足が一応成就して後に、日本海軍は愈々自力建造に、或は外国に軍艦発註購入によつて、その実体充実に一路邁進するのである。

(1) 海軍制度沿革 卷八 一頁以下。

(2) 中島武者 幕末の海軍物語(昭和十三年)二五三頁以下「旧幕府軍艦の授受」参照。

(3) 東海道報知記 戊辰

軍 務 官

本月十三日脱艦為取締駿州清水港へ御軍艦富士丸丸武蔵丸御差廻ニ付弊藩兵隊飛竜丸乗組被

仰付同十四日大村縫一小隊乗組同十八日清水へ入港候処脱艦咸臨丸碇泊ニ付則三艦相図ヲ定賊艦ノ挙動窺居候内富士武蔵之両艦大砲打懸候ニ付飛竜丸モ同砲発候処賊艦降旗ヲ揚候間三艦矢留ヲ令シ直ニ飛竜丸ヲ賊艦へ乗付士官ノ者水夫ヲ引卒シ乗船候処賊技刀及接戦候ニ付弊藩銃隊看板上ヨリ均敷連発賊海中ニ飛入或船底へ潜愚致候海中ノ賊悉弊藩銃隊ヨリ狙撃し潜愚ノ賊者乗組一同召捕同廿三日賊艦引連凱旋仕候猶委細且分捕等ノ儀ハ諸艦ノ船将ヨリ御届可申上候間此段概略御届申上候且又賊ノ士官並水夫討取生捕別紙ノ通ニ御座候以上

九月廿七日

柳 河 藩

別紙

覚

日本海軍の創建

討取凡二十人余
生捕土官
船將

| | |
|-------|--------|
| 小林文次郎 | 岩田 政藏 |
| 蛭子末次郎 | 中村市郎兵衛 |
| 高山岩次郎 | 原 秀郎 |
| 神岡善之丞 | 高橋 專吉 |
| 杉浦常五郎 | 野口六右衛門 |
| 小島栄太郎 | 同水夫 |

二十九人

別紙ノ通於東京御届申上候趣申越候ニ付此段御届申上候以上

十月九日

軍務官

御役所

柳河少将内

宮崎 邦之助

〔明治元年公文拾遺 完 百五十二丁、百五十三丁〕

(4) 「当二月弊藩ニ於而買入候新蒸氣千別丸ト相唱候艦去ル閏四月蒙御沙汰北海へ航行仕候折柄北越筋賊勢猖獗海路御用殊之外御繁多ニ而山陰ヨリ北陸ニ掛ケ凡二十回余御用相勤候処去ル八月七日柏崎ニ而難風ニ逢ヒ終ニ右浜辺ニ被吹揚大破損ニラヨビ百方尽力仕候得共今以引卸糸手段無之趣申越候尤其御総督府へハ御届申上候由ニ御座候得共猶此段御届申上置候以上

柳河少将内」とある如きはそれである。

(5) 明治三年公文拾遺 完 九丁。

(6) 同右 十六丁。

五 海軍成員の充足

海軍は、陸軍とちがい海洋を舞台とし艦船を扱うものであるから、その任につく者に適格が要求されたことはつとに認識

されていたところである。それは、明治二年の「海軍御創立ニ付見込条件調」において、「(前略) 皇国之武威ヲ示シ外夷之去就相探候為至極必要ニ而殊ニ西洋軍艦碇泊ノ場所ニ候得ハ水火夫ニ至ル迄帆前ハ勿論大砲端舟等之訓練將又日常軍艦之規則ヲモ不学而直ニ見習候通相成諸事彼等ト抗抵日夜勉勵之位置ニ可相成候是地別而肝要之場所ニ而可有之事」とあるのにも觀取されるであろう。のみならず、海軍が陸軍とちがう特質をもつことから、その構成員も重視されていた。例えば、親王、公卿が海軍に携わることが要望されているのである。前出書状第五項には、次の如く記述されている。

「前行海軍場御開相成候付而ハ親王方又ハ堂上方之御内ヨリ海軍執政被為出来並判事其外役々御中付相成第一堂上方御幼年之御方ニ執政之御習ヨリ軍將之御稽古ハ勿論諸字課等御鍛練被成度且又執政ヲ始メ皆々御軍場不断御出張諸事御指揮相成時トシテハ運用之御乗船内之様子御見分候へ、規則ハ勿論調練等モ一入相勵万国へ武威ヲ相示シ候位地ニ可相成事」⁽¹⁾

またその第八項には、

「東京大坂府其他自然洋式船御入用相成或ハ新規ニ御打建或ハ御取入ヲモ一切海軍局へ御委任無之而ハ不相叶就而ハ全船之鑿定人数之多寡士官水火夫之業等迄局内ヨリ得ト御調子相付候上ナラテハ為乗組候儀不相叶左無之而ハ不熟之士官水火夫乗組不意之事件ニ当リ不容易義出来難計ニ付何方ニ而モ一個之御取計決而無之様兎角海軍局へ管轄可有之事」

とあり、海軍々人は将士を問わず特にその資格がきびしく要求されていることが明らかである。それを反映して、海軍を興すについては、特別に教育訓練のため海軍学校設置の要請がなされていることも注目すべきである。それは、右第一五項において明記されている。

「海軍学校急速ヨリ御取建十二三歳ヨリ十七八歳位迄入学為致運用器械等ハ勿論船舶造船航海等之諸字課ヨリ将略御卒術制度法律ニ至ル迄稽古為致尤 朝廷御人数等モ御多寡ニ有之候へ、堂上方御家来且ハ諸藩士御用ヒ相成惣而大中小藩ニ応シ士分何人水火夫何人ト右高ニ応シ人数御定付軍務官御差出相成候様可有之事」

右学校ニ付而ハ反的ヨリ御仕与不相立候而ハ間ニ合ヒ申問敷飯令ハ今日御申付相成候共明日致上達候訳ニハ無之候付篤ト御吟味可有之事

附リ士官其外水夫ニ到ル迄十人御申付相成候而皆以実入候儀無之事ハ唯今ヨリ致明確候ニ付成丈多人數御申付可有之事

一横須賀長崎之工作場是迄其府県ニ属シ候得共右ハ重々軍務ニ相拘候付軍務官ヨリ御差配有之年若之輩多人數右局内へ御部込器械学
鍛練為致候様可有之事

右に見られる如く、海軍はその創設趣旨から海軍特有の適格者を募ることが基本方針にされているのである。

さらに、海軍が陸軍に較べ外国に接する機会が多い性格は初めからあらわれていることも注目すべきであろう。上述第一二項には、

「一祝砲ヲ始メ貴賤出會之礼儀ハ不及申諸事御規則相立候通可有之事

附リ是迄

主上ヲ始メ奉行公卿大夫御乗船之規則不相立何レ之國主何國之大夫乗込相成候哉并明不致仮令相知候共礼儀相尽不申実ニ不法之儀ニ
而今時外國交接盛ニ被相行候上ニ而ハ万国之笑ヲ不受義第一ニ付宿弊御改其位階々々ニ応シ国旗相立是又祝砲旗等之礼儀夫々急度被
相行候様可有之事」

とあるところを見れば、国際礼讓を海軍は心得るべきことが明示されているのを知るのであろう。すなわち、外国との交際が盛んになれば、わが国が万国の笑いを受けないために、国旗祝砲などの礼儀が海軍には必要であることが強調されているのである。

ここに興味があるのは、海陸軍の創設に当つて、その基本的性格のちがいが兵部省前途之大綱（明治二年己巳十一月廿四日
差出候書付留^②）に見られることである。すなわち、

皇国兵式一定ノ儀ハ可論シテ急速難被行是ヲ一定セント欲セハ第一其師範タルヘキ人才無之テハ幾千人ノ嚮導指揮難届因テ其人才ヲ
取立候テハ学校ヲ開キ兵術学業其根元ヨリ為学得候肝要也

但即今語学所其一ニ候得共猶會計之目途ヲ立盛大ニ開業為致度事

という総論に当たるところは、陸海軍共通であるが、各論に当る部分になると、「故兵部大輔見込五ヶ条」において、序の部

分と「第一兵部省役庁ヲ設建スヘキ事」という点は、陸海に共通するとしても、

第二 海軍兵学寮ヲ造営スヘキ事⁽³⁾

兵備ノ精粗ハ士官ノ良否ニヨリ故ニ人才ヲ教育スルヲ以テ最モ先務トス

という海軍関係要項が士官養成の人材重視ないしは質に重きをおくことをまず打出しているのに対し、

第三 陸軍ノ屯所ヲ建築スヘキ事⁽⁴⁾

兵士ナケレハ操練ノ実技拳ヲサレハナリ

という陸軍関係要項が兵士に重きをおいて士官にふれていないのは対照的である。なお、

第四 砲銃 火薬製造局ヲ置クヘキ事

天下ノ砲器火薬方今外国ヨリ償求ス是尤モ兵法ノ忌ム所也速ニ国内ニ於テ製造センコトヲ要ス

という項は陸海共通の重要指摘であるが、最終要項に、「屯所」の造営成就が要請された後に「兵学寮造営並鑄造火薬製造所病院等造営ニ及フヘシ続テ軍艦一艘撰海ニ繫キ洋人ヲ雇入レ之ヲ以テ海軍ノ初業トス 右何レモ洋人ヲ雇入ヘシ」とある点もまた陸海軍の重点相違をあらわしていると思われる。「屯所」が兵營であることはいうまでもないが、「兵学寮」は一般兵員の屯ろするところを指さず、(兵)学寮という言葉を使っているのは、一般兵士以上の人材を海軍は養成することを意図していたといえよう。海軍の建設は人物より始まるというのが、川村純義初代海軍兵学校長の根本理念であつた。⁽⁵⁾

海軍は、由来エリート教育方針をとつたことは明治二年海軍創設当時から見られるところであるが、それは海軍操練所が発足するに当つての左の「慶応戊辰官達」⁽⁶⁾にすでに観取されるのである。大藩、中藩からスカウトされるわけである。

今般海軍操練所御取建十八才ヨリ二十歳迄大藩ハ五人、中藩ハ四人宛為稽古修行可差出事

但食事ハ自分ヨリ可差出候尤出精上達之上ハ等級ニ応シ食用并月給等可被差出事

九月十八日

兵部省

| | |
|------|------|
| 鹿兒島藩 | 廣島藩 |
| 福岡藩 | 和歌山藩 |
| 金沢藩 | 熊本藩 |
| 山口藩 | 高知藩 |
| 久留米藩 | 佐賀藩 |
| 徳島藩 | 水戸藩 |
| 福井藩 | 柳川藩 |
| 鳥取藩 | 大村藩 |

これに応じて、諸藩は該当者を差出して来るのである。例えば、十一月に入り名古屋藩は千賀信友以下五人、金沢藩は土師外次郎以下五人、香春藩は百束照彦以下四人という風に、兵部省を経由して海軍操練所宛推挙者を申告して来る。然し鹿兒島藩などの如く大藩でも出して来ない藩に対して、左記の如き促速がなされる。

海軍操練所修行生徒之儀ニ就而ハ去ル廿五日ヲ限り人員可差出旨兼而相違置候処未何等之申出無之如何候哉早々可申出事

十一月廿八日

兵部省

鹿兒島藩
福岡藩
熊本藩
佐賀藩
鳥取藩

中

このような方針の下に各藩から適格者を選抜して海軍成員の充足をはかる一方においてこの海軍操練所の拡充課程が設けられることになり、愈々海軍兵学校の前身たる海軍兵学寮が出現することになるのである。ここに、兵学寮規則一〇二ヶ条

が定められ、学寮内則四四条も出来、海軍教育機関が発足するのであるが、その第一条はその目的を明らかにしている。⁽⁷⁾

第一条

海軍兵学寮之儀者海軍士官并下等士官教導之為メニ設置シタル故ニ上下拳テ将士ヲ養育シ国家ヲ保護スルノ目的ヲ失フベカラザル事

以下詳細な内規も整えられ明治三年庚午正月五日、兵部省は、「海軍操練来ル十一日開講ニ付第九字迄ニ生徒之者可差出候尤同日ヨリ一統入塾可致候此段相達候也」と発表する。

この入塾者の顔ぶれは、「府藩県海軍学修行人名届」⁽⁸⁾に示されているが、それを一覽して共通した特色が見出される。例えば、その冒頭には、

午ノ三月ヨリ

近藤兵学大助教塾

英学

三春藩

測量

中井 幸太郎

算術

午廿五歳

とあるように、いわゆる学のある者ないし技術修得者であることである。したがつて、それには年齢上相当の開きがあり、十七、八歳で洋学、洋算修行者も居れば、五十歳以上の老練な者もいたことが判る。例えば、若手の方としては十六歳の者もある。

己正月ヨリ

菊間藩

英学

生国駿河

午八月ヨリ

原 虎三郎

航海学

午十六歳

中年組としては、旧幕海軍に属し戊辰戦争の体験もある古強者がある。

日本海軍の創建

日本海軍の創建

文久元年酉年旧幕海軍所ニ於テ運用学修行
同三癸亥年勝安房守入塾元治元甲子年出塾
慶応乙丑年再同人塾江籠出
一、船具運用学 日数凡三ヶ年許
一、蒸気機関学 同 一ヶ年許

機関術七ヶ年修行

運用術拾四年修行

高年齢者としては、広島藩届出人名「西洋船運用勤務之輩」の中には、文久二戊年ヨリ修行 山田保夫 五十五歳、「西洋船水夫小頭勤務之者」として、「森助左衛門 五十七歳」の例もある。

全藩の「西洋船運用術近年修行之輩」「西洋船機関術近年修行之輩」には、やはり二十歳台の者が多く、これに反して、「和船海上勤務海軍有志之輩」の中には、三十歳台の壮年層が少くない。また、摂津艦、富士艦へ乗組んでいた経験が多いのはいうまでもない。

注目すべきことは、大学南校の卒業生、いま東大卒ないし在学中の者の名が散見されることである。

去ル卯年ヨリ測量学志シ昨巳年九月
大学南校少得業生被仰付同九月ヨリ
余力ニ英学修行致シ候

丁卯年測量学己巳年大学南校江入同年
九月大学校少得業生当六月中得業生

戊辰春海軍ニ志アリテ藩船千別丸ニ乗越海ニ
航シ其秋兵庫ニ留学ス明治二己巳ノ春東京ニ
踵リ英書ヲ大学南校ニ学フ

福井藩

加賀野井 讓

午三十七歳

高知藩

馬場 鉛子

三拾九歳

鈴木和一郎

午三拾四歳

大学南校郭内ニ在住
長岡藩士族生国トモ

新井 二郎

午廿二歳

大泉藩士族

和田 信郎

午二十歳

宿所柳川

同藩 生国同

佐藤 鎮雄

午二十歳

なお、大学南校郭内ニ在住者が数名あるが、これを東京大学在学と見做すことは問題があるにせよ、

於東京大学南校江罷出居候

青木良藏

二十一歳

などは、東大在学であろう。

なお、広島県届出人名の最後のところに、海軍篤志之者として左記七名が名前があげられといるが、それは何れも英学或いは仏学の外国語を数年、数学をすべてが学習していることに着目すれば、海軍に入る者は、学力を必要とすることがこの当時すでに認識されていたといつてよいであろう。

英学三ヶ年
数学一ヶ年

本多錦市郎

二十歳

同一ヶ年
同四ヶ年

栄藏作

谷口薫之進

二十二歳

同一ヶ年
同五ヶ年

三宅八太郎

二十一歳

同一ヶ年
同五ヶ年

静一郎弟

平川市太郎

二十一歳

同三ヶ年
同語学パー直伝

無役

中尾雄九郎

二十九歳

同五ヶ年
数学二ヶ年

同

正戸豹之助

十八歳

仏学三ヶ年
数学四ヶ年

浪人

秋田久次郎

二十七歳

右之者共生国安芸国住所広島

日本海軍の創建

右に見られる如く、広島県は、実は四四四名に上る海軍学修業人名簿を出しているのでここに後年呉に軍港が設置され、また江田島に兵学校が設けられたことの一因があるかに思われるのである。従来、陸軍は長州閥、海軍は薩摩閥ということがいわれているけれども、明治初年の海軍に関する限り、広島県出身者が圧倒的に多いのを発見する。瀬戸内海に面した海の土つちが海軍を多く志したのは自然の成行といえよう。

明治三年公文類纂 卷十六 學術の部に載せられている「海軍学寮生徒」によれば、最初に、

長門国阿武郡萩ニ於テ生

戸田 亀之助

住所周防国佐波郡三田尻

英学海軍

右海軍学教授

長門国阿武郡萩ニ於テ生

戸倉 起一

住所周防国佐波郡三田尻

測量学

右同断

の二名が教授としてあげられ、以下四六名の生徒名があげられている。そこに共通していることは、英学航海科或いは蘭学航海科、航海科、英学運用料、英学艦砲科、英学窮理科、英学地理科、英学文法書、を何年ないし何ヶ月修行という勉学歴があることと、その殆んどが長門国或いは周防国殊に萩の出身であるということである。「これは、「ホースマン」の表題下にまとめられている蒸気方、大砲方などの艦船勤務者がやはり周防国出身者によつて占められているのと軌を一にしている。」なお、海軍は陸軍の徴兵制度と異り志願制度で人員充足方針をとつて来たことは周知のところであるが、これは海軍発足当時からすでに見られるのであつて、慶応戊辰九月、兵部省は、海軍創立に當つて各藩に次の形で応募を勧奨している。

慶応戊辰諸願伺四号⁽⁹⁾

海軍之儀ハ方今ノ急務追テ御創立被為在候ニ就テハ其藩近藤誠一郎多年海軍ニ心掛置在候趣相聞候ニ付見込ノ旨取調無服臆可致言上様迅速相達可申事

但東京へ出頭致候テモ不苦候事

戊辰九月

兵部省

稻垣次郎殿

右と同文の要請が丸岡藩以下の諸藩に対してなされるのであるが、前掲文中の近藤誠一郎の代りに浅海真藏となつてゐる。以下、

前後同文其藩大 元紀云々

福井藩

前後同文其藩麻生敬之介云々

久留米藩

前後同文其藩伊東一介云々

舞鶴藩

前後同文其藩米山漸吉云々

菊間藩

という形式で海軍志願を勧奨するのであるが、藩を通ずることなく兵部省自らスカウトすることもあり、前掲稲垣宛同様に、長田清蔵、正木保三郎の二名に対してもなされている。

この海軍特有の志願制度は、明治三年には具体的に成り、府藩県海軍学修行人名届を行わしめ、各藩は該当者を申告することにしたからである。すなわち、海軍学術修行有無届を出さしめたが、当時大部分の藩県は海に接していない松本藩の如く、左記の返事をしてゐる。

海軍之儀大ニ御興張之御趣意ニ付今般海軍学寮御創立普ク生徒御教育相成候ニ付是迄海軍ヲ志シ學術修行及ヒ其筋勤務致シ候者姓名
年齢生国住所等巨細相記本月廿日限可申出旨御達之処当藩海軍學術修行致シ候者差向無御座候此段申上候以上

庚午十月十四日

松本藩

兵部省

御中

これは松本藩に限らず、海岸線にある諸藩例えば、高松藩、高岡藩、の如きも、当藩之儀右之者無御座候という回答をなしているものが五十数藩に及んでいるが、流石に、海を太平洋と日本海に臨んでもつ弘前藩、山口藩、或いは岡田啓介や山本五十六を出した福井藩や長岡藩はその有資格者を申告した藩が多い。このような大藩でなくとも、例えば菊間藩の如きは八名に及ぶ届出をなしている。

生国駿河

庚午四月ヨリ

居所東京浜町藩邸

蒸氣器械学

清水 久太郎

算術

午貳拾六才

生国駿河

居所芝増上寺山内

巳巳七月ヨリ

本山兵学大助教塾

英文学

角谷 鎌吉

庚午八月ヨリ

午二十二才

航海学

生国右同断

居所右同断

巳巳三月ヨリ
英文学
庚午八月ヨリ
航学海

黒野虎雄
午二十一才

巳巳七月ヨリ
英文学
庚午八月ヨリ
航海学

生国武蔵
居所右同断

江原源八
午二十才

巳巳七月ヨリ
英文学
庚午八月ヨリ
算術

生国駿河
居所右同断

木原熊雄
午二十一才

巳巳正月ヨリ
英文学
庚午八月ヨリ
航海学

生国右同断
居所右同断

原虎三郎
午拾六才

戊辰十二月ヨリ
英文学
庚午八月ヨリ
航海学

生国武蔵
居所右同断

田中才次郎
午拾八才

生国右同断

日本海軍の創建

居所右同断

巳巳九月ヨリ

英文学

庚午五月ヨリ

算術
蒸気器械学

熊切求

午二拾才

右ハ今般海軍学寮御創立之儀ニ付御達之趣モ有之候処当藩ニ於テ修業仕居候者当時書面之通御座候此段御届申上候以上

庚午十月廿日

菊間藩

以上を通じて見られることは、海軍志願者は概して、単に体格上の資格よりも、外国語、理数技術関係の資格がはじめから要求されていることであろう。これが一般的に身体検査を中心とした陸軍の徴兵制度と海軍の志願兵制度の相違の根源をなしていると思われるのである、実際的には、英学のみならず、器械学、測量術、航海術という理学系のものを学んだ者が多い。その例として左記をあげておく。

海軍修業人依御達取調候処左之通御座候此段御届仕候以上

庚午十月廿日

鳥取藩

兵部省

御中

生国因幡

住所福沢諭吉外塾
東京芝露月町

伊藤紀一

当午二十一歳

一文久三年三月ヨリ海軍修業同年七月迄

一慶応二年英学修業明治元年迄

一同年三月再ヒ英学修業翌年十二月ヨリ海軍測量蒸気船運転術

生国因幡

住所東京海軍操練所

森田誠一

当午二十一歳

一 明治二年正月ヨリ英学修業

一 当二月ヨリ海軍蒸気船運輸術測量

一 明治二年正月ヨリ英学修業同十二月ヨリ海軍測量術

一 明治元年三月英学修業翌年十二月海軍測量術右之通

有資格有りとの届出をなした藩は、二十七藩あつた。

いふまでもなく、海軍は本来の性格上遠洋航海などで外国に赴く機会を多くもつが、その訓練実習上、創成期の海軍は外国軍艦に乗組んで学ぶことが当然必要であつた。それは、外国留学ではないとしても、外国との接触を多くしたのであるが、陸軍とは比較にならないほど多数の外国留学をはやくから実施していたのである。幕末においても、すでに松村淳蔵の如く米國アナポリスに留学した者があつたが、明治に入つて急増する。海外留学は海軍建設に大きく寄与した。⁽¹⁰⁾

明治二年公文類纂拾遺に、左記の記録があるから、明治初頭からすでに海軍は外国軍艦乗組を実施していたのである。この兩名は後に留学せしめられるのは左の如くである。この二人は、海軍から正式に留学した嚆矢である。⁽¹¹⁾

測量英艦乗組人撰

生國 右同断 山田 得三
当午十九才

生國 右同断 毛利 次郎
当午二十一才

鹿兒島藩

前田 十郎左衛門

徳島藩

伊月 一郎

英艦乗組航海旅費之義ニ付過刻御申越有之仍而再応大蔵省へ被相達置候間即刻本人同省為請取可出張此段至急申入候也

日本海軍の創建

六一 (一五七二)

三月十五日

兵 部 省

弁 官

追而大蔵省之書面返却候也

英国軍艦へ海軍生徒為乗組航海見習之事被仰出候処右者明後十五日英水師提督へ勅諭之筈ニ付今月中右人名御調書可有之候也

三月十三日

兵 部 省

弁 官

御 中

* * *

明治三年庚午

英国校留学期三年

伊 月 一 郎

前田十郎左衛門

右兩人儀ハ航海為見習英国艦へ乗組被 仰付北亞米利加之北部スクワイモート港廻着之処同所ヨリ英国着之上海軍校ニ留学致シ度旨
願書着越仍テ 政府伺相成候処願之通免許之事

英国のみならず、米国へも派遣は行われていた。

海軍生徒

坪 井 航 三

右之者今般為海軍修行米国軍艦へ乗組航海術伝習為致度同国公使へ及熟談候処御承知之通早速承諾致呉候ニ付而ハ御定例之通御省依
頼状当人へ所持為致差遣シ度候間至急御渡シ有之度此段御依頼申入候也

辛未八月廿日

兵 部 省

外 務 省

御 中

以書翰致啓上候然ハ我海軍生徒坪井航三儀為航海術修行貴国軍艦コロラタ江乗組之儀公使江及御依頼候処懇諭御承諾被下大慶不斜満
足之至ニ候随テ当人乗組候ハ速ニ学科進歩候様御懇諭御教示有之度尚水師提督閣下江モ此旨宜御伝語被成下候様此段可得貴意如斯御
座候不聲

明治四年辛未八月

兵部大輔 山 泉 有 朋

兵部少輔 河 村 純 義

米利堅合衆国代理公使勅方

レ・オセハルト君 閣下

菲山県

正六位 江川源英武

通称 太郎左衛門

未拾九歳

菲山県

森田源忠毅

通称 留 蔵

未二拾五歳

右ハ海上砲術為脩行米国へ留学御許容相成候ニ付而ハ如例免状御差出相成候様イタシ度此段及御懸合候也

辛未十月十日

兵部省

外務省

御中

追而本文兩人之内森田留蔵儀英語出来申候也

海軍は、要員を欧米へ留学せしめる方針をとり、すでに米国留学中の者に海軍へスカウトすることがあつたが、留学中の者を更に期間を延長せしめる措置もとつている。

勝 小 鹿
 伊 勢 左 太 郎
 谷 元 兵 右 衛 門
 松 村 淳 蔵
 高 木 三 郎
 富 田 錢 之 助
 井 上 六 三 郎
 本 間 英 一 郎
 白 峯 駿 馬

右之者共先年ヨリ海軍篤志ニテ米國留学罷在候処今般御呼帰之御達御座候共何レモ往々見込モ有之者然ルヲ業半ニシテ帰朝仕候様ニ
 テハ当人之素志ニモ相悖リ第一御用立之程モ無覚束奉存候間何卒学業熟達致候迄其假留学被 仰付候様有御座度委細之儀ハ過日川村
 少輔ヨリ西郷参議殿江御談合仕置候此段申出仕候也

辛未十月

兵 部 省

正 院

御 中

なお、英米兩國だけでなく、フランス、プロシアなどのヨーロッパ大陸諸国へも留学生は送られていたのである。その留
 学目的が軍事技術修得のみならず、造船機械学など工学一般の研究ないし技術修得にあつたことも注目されるのである。⁽¹²⁾

斗南藩

山 川 健 次 郎

工業勤学トシテ魯国へ差遣候事

大泉藩

服 部 敬 次 郎

欽山勤学トシテ魯国へ差遣シ候事

山口藩

山尾常太郎

造船局出仕

丹羽雄九郎

右為造船修行英国へ被差遣候事

辛未六月廿日

兵部省

* * *

造船局出仕

福沢長吉

津村福広

湯地定監

松田正徳

西郷唯一

国友滝之助

造船学

蒸気機械学

同

同

造船学

右六名造船蒸気機械学等為修行米国エ差遣度候条御許容相成候様イタン度此段申出仕候也

壬申三月廿四日

海軍省

正院

御中

追テ御許容相成候上ハ出仕差免海軍生徒トシテ差遣度此段申添候也⁽¹³⁾

* * *

二百八十九号

日本海軍の創建

日本海軍の創建

日進艦乗組
深柄彦五郎
山口県士族
岩元勝之助

右者砲製造方修行トシテ李国エッセンフ・クルツフ製造所へ差遣度此段奉伺候也

壬申四月四日

海軍省

正院

御中

* * *

権大属

岩橋教章

右ハ石版銅版等為研究外国行被命候様仕度此段申出仕候也

二月五日

海軍兵学寮

兵部省

御中

権大属岩橋教章英国行御許容正院ニ申出有之

これと同様に他局に勤務の者についても、左の如く発令されている。

四百八十号

水路局

柳田竜雪

銅版組直修行トシテ英国へ差遣度候条御聞届相成候様仕度此段申出仕候也

壬申四月廿三日

海軍省

正院

御中

追テ御許容相成候上ハ生徒トシテ遣度此段申添候也

海軍が純軍事目的以外で留学せしめることは、医学上の事例は明治五年すであつたが、主計關係で留学せしめることは明治七年に見えている。

第七拾一号

留學生徒

伊東 栄

右ハ主船中師在職中明治六年一月十九日會計各課質問トシテ英国江差遣サレ候旨正院ヨリ御達有之中牟田少将隨行出發致候処於彼地六年九月五日海軍生徒申付候ニ付テハ同日ヨリ一般生徒同様之学費滞留日教見積送方取調可被申出候也

明治七年一月十三日

海軍省

會計局

本文主船寮ヘモ相達候事

次いで伊東はフランスへも留学せしめられている。

なお、乗艦勤務の上経理方を学習せしめるため、海軍は左記の如き処置をとつてゐるのは注目すべきである。

英国ア井ロシユーク号船へ乗組居候平野為信甲斐信郎乗組之儘英国へ航行云々伺

平野為信

甲斐信郎

右兩名昨明治六年六月御許可済之上英国軍艦ア井ロシユーク号へ乗組會計伝習為致置候処尚此上四年間モ研究為致候ハ、成業可致見込之趣教師ヨリ申出候然処同艦此節ヨリ本国へ帰航之趣ニ付テハ右乗組之儘航行為致度然ル上ハ於彼地時機ニ依リ上陸為致候義モ可有之由教師申出候条右御許可被下度此段相伺候也

明治七年五月廿五日

海軍卿勝安房

日本海軍の創建

大政大臣三条実美殿

この要請は英国側で受け入れられ、パークス公使より英国行が許されたのであった。

なお、主計関係だけでなく、医学関係ものも英国で実習しつゝあつたのは、左記の記録で明らかである。

海軍病院は早くから要員充実のため留学を試みていたが、明治五年に、「高木兼寛外一名英国留学云々教師ホウイトル申出件」として、左記の要請をなしている。

帝国日本ノ諸官省是迄幾多ノ留学生ヲ欧洲各国ニ御遣有之候事故海軍省ニテモ亦内外科ヲ学バンガ為生徒数員ヲ英国ニ御発遣有之度尤此留学生ハ四年后ニハ其学業ヲ終ヘ帰朝シ高繩海軍病院ニ於テ許多ノ生徒ヲ教育スルニ足ルヘシ若シ右件御許容ニ相成候者高木石神ノ両子兼テ勉勵尽力致シ居リ候故此両子ニ御申付有之候得ハ僕ノ大幸不遇之

西洋紀元一千八百七十二年九月廿七日 法泐列尼

付紙

九等出仕

高木兼寛

十二等出仕

石神豊胤

海軍省はこれが許されるや「生徒トシテ差遣」する。

十等出仕

吉田英就

同

大野秋香

右兩名医術為修行英国へ差遣度候条御許容相成度此段申出仕候也

壬申三月廿四日

海軍省

正院

御中

追テ御許容相成候上ハ出仕差免海軍生徒トシテ遣度此段申添候也

なお外国軍艦への乗艦実地修行は、英国軍艦に限らず、ドイツ軍艦においても行われていた。⁽¹⁴⁾

少尉補之内八名独乙国軍艦へ為乗組度義ニ付上請

当省兵学校ニ於テ卒業致候少尉補之内独乙国軍艦ニ於テ実地修業為致度ニ付右之趣同国公使へ内々及依頼候処此節横浜港碇泊同国軍艦ビチタ号へ八名文ケ為乗組不苦旨回答有之候ニ付テハ右乗組之義御許可相成度尤入費之義ハ一ヶ月一人ニ付四十三弗五十錢ヲ要シ候趣ニ付当省定額金之内ヨリ仕払可申且表通之手続ハ同国公使へ依頼有之度趣外務省へ掛合中ニ候此段上請仕候也

明治九年十二月廿五日

海軍大輔 川村純義

太政大臣三条実義殿

(中略)

通学少尉補

- 福島虎五郎
- 同 山本権兵衛
- 同 横尾道昱
- 同 片岡七郎
- 同 沢良渙
- 同 早寄七郎
- 同 中山訥
- 同 河原要一

さらに海軍は、軍事と直接関係がなくとも、国際法など学術研究のための留学生を送っているのは、左記記録に見られるところである。

海律取調委員トシテ仏国ニ御派遣被下度儀ニ付御願

日本海軍の創建

私儀

明治十一年三月八日於仏国海律専門生徒被仰付爾来夙夜勉強仕候処兎角学問上而已ニテハ通曉仕兼事件不勤回国海軍局等ニ出入実地
經驗仕度候得共何分生徒之名儀ニテハ該国政府ニテ許可不仕依テ海律取調委員(コムミセル・ト・ラ・マリ)ノ名目御付シ被下度旨本省ニ御掛
合之義同国在留公使鮫島尚信殿ニ願出候処此義ハ一応帰朝之上御直願不仕候テハ急々難運旨被申聞候ニ付一応同公使之添書ヲ携へ去
ル一月五日帰朝仕委細ハ兼テ御面話仕候通りニ御座候間今般海律取調委員トシテ実地研究ノ為再ヒ該国ニ御派遣被下候様仕度年限之
義ハ往返ヲ除キ凡ソ一ヶ年ニテ事足候積ニ此座候此段出格之御詮議ヲ以テ早々御聞届被下候様奉懇願候也

明治十三年二月廿八日

海軍生徒 中村 孟

海軍卿 川村純義殿

中村はフランスに赴き、一八七七年九月二十四日授与のバリ大学法律得業証を携え帰朝したのである。海軍はつとに国際法
に関心を向け、海軍大学には国際法の正教授がおかれていたのは周知の通りである。フランスへは英米に比し数少いがなが
く留学は続けられていた。

上第三拾三号⁽¹⁵⁾

仏国留學生徒若山鉉吉外三名留學年限御達之義上申

造船所本科生徒

若山 鉉吉

同 桜井 省三

同 辰己 一

同 広野 静一郎

右造船学修業トシテ仏国留學被仰付候旨十年六月廿六日附外出第三百四十号ヲ以御達相成居候処其際修業年限御達無之右ハ留學被命
之節ヨリ自今三ヶ年修學之義更ニ御達相成候様致度此段上申仕候也

横須賀造船所長

十一年二月七日

海軍少將 中牟田倉之助

海軍大輔川村純義殿代理

海軍少将 赤松則良殿

このように、海軍は、つとに各国に留学生を送つていたのであるが、しかし何といつても英米が主流で、日本海軍は、伝統的に英国的な気風、マナーがならわしになつていた。それは、明治初期の海軍中樞にあつた人材は、英米に学んだ者が多かつた。例えば外国留学も英国行が最も多く、明治四年に十一名の外国留学を命ぜられた者の中、七名が英国四名が米国であつた。全く創成期のわが海軍は、英国一色にぬりつぶされていたといつて差支えない⁽¹⁶⁾。またこの兵学校が出来る以前に西洋式海軍を志して英国留学の途に上つたのが東郷平八郎であり、テームズ航海専門学校^{イライカル、トニンブホルレン}に入り、ウースター号に乗組み二年を過し、ハンプシャー号で遠洋航海を終つて、ケンブリッジで数学を修め、グリニッチで建造中の扶桑の建造監督を行つて八年後に帰国したのである⁽¹⁷⁾。後年日本海々戦で赫々たる勝利を収めて後渡英したとき、「第一の故郷たる英国」といつてなつかしんだことは有名である。なお、この東郷の下で連合艦隊参謀として日本海々戦を勝利に導いた秋山真之がアメリカ留学生の白眉であつたことも銘記すべきことである。日本海軍で重きをなした提督で米国のアナポリスで学んだ者が少くなかつた⁽¹⁸⁾。日本海軍が、二十世紀に入り世界一流の海軍に成長したのは、発足当初から優秀な人材を選抜して、これを海外に送つて広く知識を世界に求めしめ、国際感覚に優れた人材を養成したことによるところ少くなかつたといわれよう。

- (1) 明治二年公文類纂拾遺〔編纂掛 海軍少秘書宗像靖共編 記録課長海軍中秘史小森沢長政 同副長心得海軍大秘書古海長義聞〕 二丁。
- (2) 明治二年公文類纂拾遺 七丁。
- (3) 同 右 九丁。
- (4) 同 右 十丁。
- (5) 海軍大将谷口尚真「海軍卿川村純義の功業」(前掲「大海軍発展秘史」六二頁)参照。
- (6) 明治元年公文類纂拾遺 完 百廿九丁。
- (7) 明治二年公文類纂十五 三丁。
- (8) 明治三年公文類纂十六 一丁。

日本海軍の創建

- (9) 明治元年公文類纂拾遺 完 五丁。
- (10) 外山三郎「日本海軍史」三二頁。
- (11) 前掲広瀬編「大海軍発展秘史」九八頁。
- (12) 明治四年公文類纂 三十七丁。
- (13) 明治五年公文類纂 四十一、六十七丁。
- (14) 明治九年公文類纂 二十一、六十八丁。
- (15) 明治十一年公文類纂 三十二、三丁前篇。
- (16) 海軍兵学校沿革史第一卷一四三頁 附録三三頁。
- (17) 東郷平八郎全集第一卷六六頁、G. Blond, Admiral Togo (1961) p. 57.
- (18) 島田謹二著「アメリカにおける秋山真之」参照。その中には山梨勝之進大将によつて「アメリカ海軍の空気と感情と、科学的方法と組織とを日本に導入されたのは秋山教官の力」であると述べられている。
- (19) The Annals Today. A. log. p. 289 には爪生、世良田などの提督の名が一八八二年クラスとして載せられている。

六 結 び

日本海軍の歴史は、一九四五年の太平洋戦争の終結に伴う連合艦隊の解体によつて終止符を打つたにせよ、そこに至るまでの歴史が、西洋海軍の伝習から出発してよく世界超一流の海軍に成長した厳然たる実績を示すものであるのを何人も否定できないであろう。そこには、日本人の精髓、優秀性の集中的表現が見出されるのである。かつて、日本海軍には、心身頭脳共に日本の最高級の人材が集められていたといわれた。それは何に由来したかといえば、海軍の原型ないし基礎が堅固適正であつたからにはかならない。それはまた、勝の卓見が反映した海軍人材採用方式と学理尊重の近代合理主義と海軍特有の精神主義とが渾然と融合した海軍教育とが成果をあげたからである。

「軍艦ハ士官ヲ以テ精神トス 士官ナケレバ水夫其用ヲ為ス能ワズ 水夫用ヲ為サザレバ船其用ヲ為サズシテ無用ノ廢物トナル 而モ海軍士官ト成ルノ學術深奥ニシテ容易ニ熟達スル能ワズ 故ニ速ニ学校ヲ創立シ広く良師ヲ撰挙シテ能ク學士

ヲ教育スル事亦海軍創立ノ一第緊要事ナリ（中略）右ノ如ク海軍ヲ創立スルハ幾多ノ費用ト幾多ノ歲月ト宏遠ノ學識トヲ要ス極メテ重大ノ事件ナリ」との兵部省の建白書は日本海軍創立の基本理念を表明したものであつた。

この基礎の上に成長した日本海軍は、陸軍とはその生い立ちを異にし、日本陸海軍八十年の歴史において、その基本姿勢にきわ立つた相違を示しているのである。その建軍精神は、一般的には共通しているとしても、陸海軍の体制は、各論において相違しているのである。そこに明らかなことは、幕末以来の海軍建設の方針が近代科学性を尊重し、単なる軍事一辺倒でない広範な基礎の上に立つて、偏狭な国粹精神主義を排していたことである。海軍は、また海と船を通じた国際性をもつているので、體質的に陸軍とは異つている。この海軍の特質を陸軍との比較において試みて結びとしたいと思う。

その主体という観点に立つてみるならば、海軍も陸軍と同じく將兵という人約要素が不可欠であることはいうまでもないけれども、海軍においては、艦船という手足というよりも同身一体ともいふべき物的要素を必須としている。將兵プラス艦船が主体である。この物的要素たるや、陸軍の兵器の比ではない。陸軍の將兵は、刀折れ矢尽きても肉弾突撃をなし得るけれども、海軍の場合は、將兵は艦と命運を共にし、船を失えばその存在理由を失うのであるから、その主体の点において、陸軍とは全く質的相違がある。また海軍の將兵の連帶性、一体感は、陸軍とは雲泥の相違がある。陸軍の場合には、上下序列關係のきびしさとは反比例的に、將兵の間の結集連帶性は希薄にならざるをえないが、海軍においては、上下序列の階級をこえて將兵を含んだ艦船が海軍の主体であるから、それは運命共同体を形成している。海軍では狭い艦内で艦長以下水兵まで四六時中勤務することによつて艦隊將兵一体觀が自ら生まれるのは当然のことであり、それは、陸軍が広い兵營や戦野で指揮官と兵との間には物理的な隔離があつたのと趣を異にしていたのである。海軍の場合には船底一枚の下は地獄であり、平時でも生命の危険を伴つているから、好むと好まざるを問はず、連帶意識を強くせざるをえない。それは、水兵、機関兵の任務一つ一つが船の浮沈にかかわつているからであつて、海軍の主体性は、船の命運という形で、人兵中心の陸軍

とは異質のものである。

次に客体という点からみるならば、海軍が海洋を舞台とし、艦船を必須手段としていことから、自らメカニズムを尊重するといふ海軍の行き方が生れる。これに対して、陸軍の方は、海洋のような変化する自然でなく、定形固定化した陸地で行動するちがいがあただけでなく、こゝでも人的対象が特有の意味をもっている。それは、戦闘の対象が敵兵であるだけでなく、人間社会とかゝわりをもっているからである。陸軍は演習でも戦地戦闘の場合でも、兵站、移動、敵情探索など殆んど対人関係であるから、人的関心をもたざるをえない。このことは必然的に、人間人事に陸軍は関心を深くすることになり、したがつて一般に軍人でありながら、陸軍は海軍とちがつて政治に関与する傾向を強くする。これに対して、海軍の場合には、天体、海洋といった自然界を対象とするから、自然法則を無視することが出来ない制約があり、自ら客体に対して謙虚にならざるを得ないのであつて、したがつて海軍は、機械自然法則尊重のエンジニア的客観主義的傾向が濃厚である。海軍は、同じ軍事技術でも単なる猛訓練以上に理工学の勉強を必要とするから、陸軍のように人事に関心を向ける余裕が少い。したがつて、海軍は、政治にかかわることが少く、陸軍の政治性と対照的に、海軍の政治不関与の伝統も生れたのであらう。

総じて、その基本姿勢においてみるならば、海軍は海洋の上で行動するものであるから、海洋、天体気象などの動きに即応して航行し戦闘を行うものである以上、この自然法則に対する知識をもたざるを得ず、そこには科学的思考が要求される。海軍においては、戦闘力は機力と術力との二力素の相乗として、 $\sqrt{m \times v}$ の方程式で算出する。 m は質量すなわち艦艇など機力を含めた要素であり、 v は速度であるが、単なる技術力でなく、その二乗の意味するところは、訓練された精銳は、二倍以上の力を発揮するという訓練度を表示するものである。「寺岡海軍中将の講義案より借用」軍縮条約で量を制限された海軍は、開戦まで「以寡制衆」すなわち月月火水木金の猛訓練²を高めようとしたのである。

この海軍式の科学的合理主義は、陸軍の精神主義とはその基調を異にする。近代戦においては、勇気決断の精神主義では通らないのを、夙に海軍はその基本的発想力において把握していたのである。海軍がその創設当初から学理尊重の基礎をうち立てていたことは、海軍をして複雑な艦艇操作に熟練せしめ、機械のよき理解者たらしめ、世界一流の近代海軍に成長せしめたといわれよう。陸軍が軍人勅諭を奉じて唯ひたむきな猛訓練を事としたのに対して、海軍は科学的学理、それに基く技術を重視した教育を行うことに努めた。陸軍が徴兵制によつて量的充実をはかつたのに対して、海軍の方は志願制を採つたのもこれにもよるのであつて、海軍はたゞ体格のよい者より頭脳も考慮に入れて理数能力のある者を選び、量より質の充実を期したのである。

これと共に海軍の特色の一つとして、陸軍の国粹精神主義と対照的に、国際的近代主義をあげておくべきであらう。元来海軍は、海の男に共通する世界人的性格コスモポリタンをもち、国境国籍をこえた海軍同士の親密感があるが、海軍は遠洋航海によつて外国を知る機会が多く、外国語も知つていて国際的感覚を身につけている。陸軍では、一部の高級将校を除いて一般兵は戦場以外で外国に行く機会がなく、行動半径が狭いのに対して、海軍はその性格から視野が広いのである。

海軍のこのような特色はどこから生れたか。それは海軍の創立以来の基本理念に基いていると思われるのである。

追記 本稿執筆に当つては、防衛庁防衛研究所戦史部所蔵の、明治元年以降明治十年代までの海軍省公文類纂の原本、また勝安房の海軍歴史二十巻の原本を参照したのであるが、この関係文書の探索に当つては防衛研究所の波多野澄雄氏の御協力を得た。また海軍全般については、元海軍中将寺岡謹平、元海将中山定義、東京商船大学名誉教授茂在寅男、防衛研究所戦史部の岩島久夫、野村実、熊谷光久の諸氏から懇切な御高示を受けた。以上諸氏に対し深く感謝の意を表する次第である。